

平生町告示第67号

令和6年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年2月26日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和6年3月7日

2 場 所 平生町議会議場

○開会日に応招した議員

原 真紀さん

中村 一幸君

中本 敦子さん

赤松 義生君

中川 裕之君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

細田留美子さん

中村 武央君

○応招しなかった議員

長尾 忠明君

令和6年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和6年3月7日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和6年3月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第4号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第9号 令和5年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第11 議案第10号 令和6年度平生町一般会計予算
- 日程第12 議案第11号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 令和6年度平生町下水道事業会計予算
- 日程第17 議案第16号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び平生町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第22 議案第21号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 義務教育小学校児童及び中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第25 議案第24号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第25号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第26号 工事請負契約の締結について（変更）
平生町保健センター改修工事
- 日程第28 議案第27号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第28号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第30 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第4号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第9号 令和5年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第11 議案第10号 令和6年度平生町一般会計予算
- 日程第12 議案第11号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 令和6年度平生町下水道事業会計予算
- 日程第17 議案第16号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び平生町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

- 日程第22 議案第21号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 義務教育小学校児童及び中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第25号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第26号 工事請負契約の締結について（変更）
平生町保健センター改修工事
- 日程第28 議案第27号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第28号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第30 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

出席議員（11名）

1 番 原 真紀さん	3 番 中村 一幸君
5 番 中本 敦子さん	6 番 赤松 義生君
7 番 中川 裕之君	8 番 河藤 泰明君
9 番 岩本ひろ子さん	10 番 河内山宏充君
11 番 平岡 正一君	12 番 細田留美子さん
13 番 中村 武央君	

欠席議員（1名）

2 番 長尾 忠明君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君 書記 藤田 智典君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 友田 隆君

教育長	清時 崇文君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			中尾 和正君
地域振興課長	星出 一明君	デジタル推進課長	横田 佳幸君
町民福祉課長	淵上万理子さん	税務課長	池田 真治君
健康保険課長	久保 秀幸君		
産業課長兼農業委員会事務局長			吉岡 文博君
建設課長	山崎 好博君	環境政策室長	山本 和也君
学校教育課長	吉本 敏行君	社会教育課長	三村 直子さん
総務課財務班長	山本 順一君		

午前9時00分開会・開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定において、議長より原真紀議員、中村一幸議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中村 武央君） 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は15日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、議員派遣報告、地方自治法第235条の2第3項

の規定による例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定による令和5年度財務監査報告、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって、諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中村 武央君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長から行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

1月は行く、2月は逃げる、3月は去るの例えのとおり、正月からあつという間に時が過ぎ、もう年度末、3月を迎えております。

この冬は例年に比べてずいぶん暖かい日が多かったように感じられました。3月に入っすぐは季節が戻ったような冷え込みもありましたが、その後からは、一層春が近づいてくるのが感じられ、桜の開花の便りももうすぐ聞かれるのではないかと思う今日この頃であります。

さて、1月に発生した能登半島地震から2か月が経過しました。この地震による石川県での死傷者は、先月末現在で災害関連死15人を含む241人、負傷者は1,188人となっています。避難者数は、1万1,449人でインフラの応急的な復旧が進むなどしたことから減少しておりますが、断水している地域も多くあり、生活の再建にはまだまだ時間がかかる状況のようです。

被災した自治体へ国や全国の自治体から多くの職員が派遣され支援を行っており、山口県からも石川県輪島市に県内市町の協力のもと、職員が派遣されております。今月には本町からも職員を派遣いたします。支援業務に一生懸命に取り組んでいただくのはもちろんのことですが、被災地の状況を肌で感じてきて欲しいと思っております。

そうした中、令和6年第2回平生町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様多数の御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは、行政報告に入ります前に、本定例会に提案しております令和6年度当初予算の予算編成の背景となりました経済の状況などについて、触れてみたいと思います。

政府は、1月に閣議決定した令和6年度の政府経済見通しにおいて、「デフレ完全脱却のための総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待される。実質GDP成長率は1.3パーセント程度、名目GDP成長率は3.0パーセント程度と見込まれる」としています。ただし、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしています。

そうした中で編成された令和6年度の政府予算案は、一般会計の歳出総額が112兆

5,717億円で、過去最大だった令和5年度の当初予算を2兆3,095億円下回るものの、2年連続で110兆円を超え、過去2番目の規模となりました。全体の3分の1を占める社会保障費は、3兆7,193億円と令和5年度当初予算よりも8,506億円増加し、過去最大を更新しています。防衛費も1兆1,292億円増加し、7兆9,172億円と過去最大となっています。地方交付税交付金は、1兆7,863億円で定額減税による減収補填分を含め、1兆3,871億円増加しています。予備費は、通常の5,000億円に物価高騰対策や能登半島地震への対応に備えて5,000億円増額した1兆円が計上されました。3月2日土曜日に衆議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決、参議院に送られています。

続いて、県の予算についてです。

山口県は、2月20日に令和6年度当初予算案を発表いたしました。一般会計の総額は、7,440億円で、今年度に比べて約500億円、率にして6.3パーセントの減少となっています。当初予算案が前の年度を下回るのは4年ぶりで、新型コロナ関連の対策費用の大幅な減少の影響によるものです。子育て支援関連施策が最重要項目に掲げられており、今年度に比べて約23億円多い370億2,700万円余りが計上されています。

次に本町の予算編成について申し上げます。

第五次平生町総合計画に掲げる町の将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、それぞれ目標達成に向けて施策を着実に推進していくこととしております。

また、社会経済状況の変化を確実に捉え、子ども・子育て政策のさらなる拡充、脱炭素に向けた取組やデジタル技術を活用した住民サービスの向上、業務の効率化などの様々な変化と課題に的確に対応していくとともに物価高騰などについても引き続き対策を講じていくことが重要であると考え、これらのことから、令和6年度の予算編成テーマを「ひとが輝き続ける魅力あふれるまちづくり」と定め、少子化対策と地域資源を活用した地域ブランド戦略を引き続き重点施策と位置付け、予算編成を行いました。

資料としてお示した「令和6年度当初予算の概要」では、令和6年度に取り組みます主な事業について、総合計画で定めました5つの基本目標ごとに整理しております。

まずは、1つ目の基本目標「魅力と活気あふれるまちづくり」では、オリーブを使った特産品開発に取り組むとともに、引き続き関係人口創出に向けた施策に取り組んでまいります。

2つ目の基本目標「ひとが輝くまちづくり」では、第2子以降の保育料を無償化する事業など子育て世帯への支援を拡充するとともに妊婦や産婦の支援に重点的に取り組んでまいります。

3つ目の基本目標「生涯安心なまちづくり」では、災害ボランティア活動の推進体制整備や認知症高齢者の支援に取り組んでまいります。

4つ目の基本目標「安全で快適に暮らせるまちづくり」では、内水ハザードマップの作成や町職員の災害対応能力の向上のための防災訓練などの防災減災対策に取り組むとともに、電気自動車購入促進事業、公共施設の照明LED化などのGX、グリーントランスフォーメーションに取り組んでまいります。

最後に、5つ目の基本目標「未来へつなぐまちづくり」では、引き続き自治体DXに取り組むほか、自治会活動の支援に取り組むこととしております。

それぞれ個別の内容につきましては、後ほど、新年度予算のところで御説明させていただきます。

次に、12月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

令和6年の年明けは、元日の能登半島地震、2日の羽田空港での航空機事故、3日の北九州市小倉北区の大規模火災があったことを除けば、天候にも恵まれた穏やかなものでありました。

毎年1月4日に県下トップを切って行う消防出初式におきましても、暖かな青空の下、観閲行進と一斉放水が行われ、消防団員の皆様の堂々たる行進と日頃の訓練の成果を発揮した一斉放水を見せていただき、頼もしく感じたところでございます。

今年度取り組んでおりますアートプロジェクトについて御報告いたします。このアートプロジェクトは、イタリアーノひらおシティプロモーション事業の一環として行い、芸術の国イタリアにちなんで、アートを通じて住民の皆様の地元への愛着度の向上と、地域に根差した芸術活動が継続的に行われる環境を整備することにより、町の魅力を高めることを目的としております。

このたびアートプロジェクトとして、去る1月11日に佐賀小学校体育館にて図工のワークショップを開催いたしました。当日は佐賀小学校児童54名と教職員が、広島市立大学の研究員とスタッフの方の指導のもと、フロッタージュという技法を用いて、床や壁などの質感をトレースしました。フロッタージュとは対象物の上に紙を置き、鉛筆でなぞることで対象の質感を紙に転写する技法で、児童たちは紙と色鉛筆を持って体育館を歩き回り、色鉛筆を用いているんな場所に潜んだ様々な質感の転写を行いました。集めたフロッタージュはつなぎ合わせて1枚の大きな作品となりました。完成した作品は、広報ひらお2月号の表紙で紹介をさせていただいております。児童たちや先生方からも大変好評で、また行ってみたいとの言葉も頂きました。

また、3月16日に平生中央児童館で、世界の文化から学ぶアート思考という題材で、地域活性化起業人の発案による取組が行われることとなっております。町の魅力の向上を図っていくためにも、今後も芸術を活用する取組を行っていきたいと考えています。

続きまして、柳井地域水道事業の広域化に係る基本協定調印について、御報告いたします。

今年度、柳井地域の1市4町と柳井地域広域水道企業団、田布施・平生水道企業団で水道事業の経営統合に向けた様々な協議を行ってまいりました。

このたび、水道事業の統合に関する基本的協定書についての協議が整い、1月30日に、柳井地域1市4町の首長及び柳井地域広域水道企業団並びに田布施・平生水道企業団の企業長により、調印式が行われました。

水道事業の経営統合は、健全な経営基盤を確立することにより、安全・安心な水道水を適切な料金で、将来にわたり持続的に供給できる水道システムを構築することを目的としており、統合の時期を令和7年4月1日としております。

今後は、経営統合のための調整や広域的な水道事業計画の作成など、基本協定締結団体が連携し、企業団事業開始に向けたより具体的な検討協議を進めていくこととなりますので、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、12月定例会以降の主なことについて、行政報告として報告をさせていただきました。

.....

○議長（中村 武央君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、12月定例会以降の教育行政の進捗状況や経過について御報告を申し上げます。

まず、1月19日に平生小学校で10歳のつどい、2月17日には佐賀小学校で10歳を祝う会が行われています。平生小学校では、多くの保護者の皆さんが見守る中、一人一人の夢が語られた後、手紙の交換が行われ、保護者の方にあてた手紙を渡すシーンでは、感謝の気持ちを一生懸命に伝えようとしている姿に保護者の皆さんの目頭も熱くなっているようでした。佐賀小学校では、地域の方々を学校に招く「行ってみよう学んでみよう佐賀小学校」と銘打った行事の中で行われています。感謝の気持ちを伝える場面では、児童たちが感極まって、涙を流しながら思いを伝える、そういう場面も見られました。

次に、佐賀小学校が昨年度から2年間、県の指定を受けて取り組んでまいりました金融・金銭教育の実践研究、これについてでございます。

金銭教育については、お金や金融の働きを理解し、自分の暮らしや社会について深く考えることを通して、物やお金の価値、勤労の尊さに気付くことができる子供を目指しています。今年度は、全教員が金融教育に係る授業を公開し、金銭教育の意義や目的の理解を深めるための専門家の招聘も行い、令和6年2月9日には、2年間の研究成果を、令和5年度金融消費者教育セミナーにおいてオンラインで発表をいたしました。この取組の成果は、町内の学校にも還元し、子供たちがお金を通して、社会を見る目を養い、子供たちの生きる力を育てまいりたいと考えております。

続きまして、12月18日から1月26日にかけて行いました「平生町立小・中学校の将来の在り方に関するアンケートについて」でございます。

本アンケートは、小学5年生以上の小中学生と未就学及び小中学校保護者、幼保小中学校の教職員、学校運営協議会委員、青少年育成町民会議役員、子ども会育成連絡協議会、民生委員・児童委員など1,400人に加え、各地域交流センターにアンケートを置き、実施をいたしました。回答については、Web回答738、用紙での回答148の合計886人の方から有効回答を頂きました。小中学生の回答は352、20代以上の大人の回答は534という状況でございます。現在集計中でありますことを御報告申し上げます。

続きまして、社会教育関連の行事について、御報告いたします。

まず、令和6年二十歳のつどいについてですが、1月7日に一堂に会してほぼ新型コロナ以前に戻し、開催をいたしました。

対象者107名のうち73名の参加がございまして、式典では、町長式辞、議長祝辞、代表者による二十歳の誓い、そして記念写真の撮影の後には記念行事を開催し、4年ぶりに歓談の場を設けました。この記念行事では、広報ひらお8月号の募集であった3名の応募者が実行委員となり、中学校時代の写真を集めた記念動画の作成・上映など、企画から当日の進行まで主体的な運営がなされました。また、小中学校の恩師から激励の言葉も頂き、終わりには、多くの地元企業からのお祝いの品の御提供によるふるさと平生の魅力PR抽選会も行いました。久しぶりに恩師や友人と再会し、二十歳の自覚とともに、思い出に残る楽しいひと時を過ごすことができました。

続きまして、2月2日から3月8日までは、歴史民俗資料館で4年ぶりに特別展示、曾根在住の宮坂和枝氏の絵画展を開催しています。宮坂氏は東京で開催された日洋展にも多くの作品を出展されています。今回の特別展では20点の作品を展示しています。

また、2月11日には、4年ぶりにソフトバレーボール大会を、16チーム77名の参加を得て開催しています。久しぶりの開催にはなりましたが、各ブロックとも熱戦を繰り広げるとともに参加者の交流を図ることができました。

そして、この3月2日には田布施町文化財保護審議会委員の尾崎雅一氏を講師にお迎えし、5年ぶりに約40名の参加を得て会場がいっぱいになる中、歴史講座を開催しました。今回は「室津半島の高地性集落」を演題に、半島の東側、伊保庄地区にある弥生時代後期の阿原遺跡、中位集落の上峠遺跡、それと高位集落の本町、吹越遺跡との関係についてのお話がございまして、室津半島西側の平生町にも集落跡、同時代の遺跡が存在する可能性が高いというお話にたくさんの方の質問がありまして、とても盛況な歴史講座になりました。

また、3月22日には、今年度の平生中学校の立志の集いを開催する予定でございます。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第12. 議案第11号

日程第13. 議案第12号

日程第14. 議案第13号

日程第15. 議案第14号

日程第16. 議案第15号

日程第17. 議案第16号

日程第18. 議案第17号

日程第19. 議案第18号

日程第20. 議案第19号

日程第21. 議案第20号

日程第22. 議案第21号

日程第23. 議案第22号

日程第24. 議案第23号

日程第25. 議案第24号

日程第26. 議案第25号

日程第27. 議案第26号

日程第28. 議案第27号

日程第29. 議案第28号

○議長（中村 武央君） 日程第5、議案第4号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から日程第29、議案第28号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」までの件を一括議題といたします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案いたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

議案第４号「令和５年度平生町一般会計補正予算」であります。今回の補正額２億２,６１３万７,０００円を減額いたしまして、予算総額は６３億４,４００万５,０００円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

２０ページの財産管理費では、財政基金への積立金を増額いたすものであります。

２１ページの地域振興費では、事業者からの申請に基づき地方バス路線維持対策費補助金を新たに計上いたしております。

２３ページの戸籍住民基本台帳費では、住民票等に読み仮名を、マイナンバーカードにローマ字を表記するためのシステム改修に要する経費を計上いたしております。

２４ページの社会福祉総務費では、国民健康保険事業勘定特別会計の補正に伴いまして、繰出金を増額いたすものであります。

２５ページの高齢者保健対策費では、介護保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金をそれぞれ減額いたすものであります。

３４ページから３５ページにかけての下水道費では、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、負担金及び補助金、出資金をそれぞれ増額及び減額いたすものであります。

３６ページからの教育費では、新たな目として学校給食費を設置し、事務委託に伴う田布施町学校給食センターの改修設計に要する費用を負担金として計上いたしております。

４０ページの災害復旧費では、単独災害復旧費におきまして、起債事業の変更に伴う財源内訳の変更をいたすものであります。

続きまして、主な歳入について御説明申し上げます。

１１ページの法人事業税及び地方消費税交付金につきましては、確定及び確定見込みを踏まえ、減額補正いたすものであります。

地方交付税では、前年度に引き続き、国税の増収に伴う普通交付税の追加配分がなされ、増額補正を行うものであります。

１２ページからの国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出における対象事業の特定財源として、増額又は減額をいたすものであります。

１６ページの寄附金につきましては、ふるさと納税の収入見込みにより減額補正いたすものであります。

１７ページにかけての諸収入では、基幹システムの標準化に伴う財源でありますデジタル基盤改革支援基金を次年度で使用する事として調整減額いたすほか、市町振興協会から交付されま

した宝くじ交付金を計上いたしております。

18ページにかけての町債では、主に対象事業費の見込みによりまして、増額又は減額をいたしております。

前に戻りまして、6ページから7ページにかけての第2表、繰越明許費補正につきましては、新庁舎整備事業などに要する経費を令和6年度へ繰り越すものであります。

8ページの第3表、地方債補正につきましては、対象となる事業費の増減に伴い、起債限度額等を変更いたすものであります。

なお、42ページから44ページに給与費明細書、45ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第4号「令和5年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。今回の補正額は308万7,000円を増額いたしまして、予算総額は17億2,118万4,000円となるものであります。主には一般会計からの保険基盤安定繰入金の増額に伴い、国民健康保険事業基金への積立てを行うものであります。

続きまして、議案第6号「令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」につきまして、御説明申し上げます。今回の補正額19万5,000円を減額いたしまして、予算総額は2,572万8,000円となるものであります。介護認定審査会の委員報酬の減額に伴い、負担金及び繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第7号「令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして、御説明申し上げます。今回の補正額6,174万5,000円を減額いたしまして、予算総額は14億240万8,000円となるものであります。主には、歳出における保険給付費の減額によるもので、歳入における国・県支出金及び支払基金交付金のほか、一般会計及び準備基金からの繰入金によりまして、財源調整いたすものであります。

続きまして、議案第8号「令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。今回の補正額650万7,000円を減額いたしまして、予算総額は、2億6,979万7,000円となるものであります。主には歳出における、後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、事務費等及び保険基盤安定負担金を減額いたすものであり、一般会計からの繰入金において財源調整いたすものであります。

続きまして、議案第9号「令和5年度平生町下水道事業会計補正予算」について御説明申し上げます。収益的収入及び支出におきましては、収入において3,958万7,000円を減額いたしまして5億1,278万7,000円、支出において3,984万8,000円を減額いたしまして5億1,400万6,000円となるものであり、決算見込みに伴い補正いたすものであります。

資本的収入及び支出におきましては、収入において26万1,000円を減額いたしまして4億3,197万5,000円となるものであり、決算見込みに伴い補正いたすものであります。

続きまして、議案第10号「令和6年度平生町一般会計予算」について、御説明申し上げます。一般会計の予算総額は、60億3,600万円でありまして、前年度比2億3,300万円、4.0%の増加となっております。

それでは、主要事業や新規事業を中心に歳出から御説明を申し上げます。

39ページからであります。

議会費につきましては、7,078万5,000円で前年度比444万2,000円、6.7%の増加であります。

41ページからの総務費は、10億637万1,000円で前年度比7,799万4,000円、7.2%の減少となっております。新庁舎整備事業費の減額が主な要因であります。

44ページからの財産管理費では、公共施設の老朽化対策の財源確保として、公共施設整備基金への積立金を増額して計上いたしております。

46ページからの地域振興費では、関係人口の創出を目的としたイタリアーノひらおシティプロモーション事業の取組を引き続き推進するほか、新たにPR活動を目的とした地域おこし協力隊員の配置に要する経費を計上いたしております。

また、急激な物価高騰への対応としまして、自治会運営の安定化を図るための臨時的な交付金に要する経費を計上いたしております。

48ページからの地域交流センター運営費では、県の地域運営・交流等拠点整備支援補助金を活用した、平生まち・むら地域交流センターの屋根の防水改修等に要する経費を計上いたしております。

50ページからの情報政策費では、キャッシュレス決済に対応したセミセルフ型のPOSレジの導入及び申請書作成支援システムの拡充に要する経費を計上し、住民の利便性の向上とともに職員の負担軽減を図ります。

また、令和7年度の基幹業務システムの標準化に向け、移行業務に要する経費を計上いたしております。

52ページからの賦課徴収費では、納税者の利便性の向上を図るため、eLTAX-ASPサービスの拡充及び小型二輪の軽自動車税納付確認情報の電子化などに要する経費を計上いたしております。

59ページからの民生費は、17億9,563万9,000円で前年度比6,804万4,000円、3.9%の増加となっております。児童手当の拡充や後期高齢者医療療養給付費の増額が主な要因であります。

社会福祉総務費では、地域福祉計画の策定に要する経費を計上いたしております。また、地域共生社会の実現に向けたまちづくりを推進するため、社会福祉協議会への補助金を計上いたしております。

64ページからの児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業計画の策定に要する経費を計上いたしております。

65ページからの児童環境づくり推進事業費では、子育て支援の充実に向け、新たに子育て世帯訪問支援事業に要する経費を計上いたしております。

67ページの児童措置費では、令和6年10月分以降における、児童手当の拡充に要する経費を計上いたしております。

保育所運営費では、法人保育園による、誰もが遊べるインクルーシブ遊具の設置費用の助成に要する費用を計上いたしております。

71ページからの衛生費は、4億4,060万2,000円で前年度比69万1,000円、0.2%の増加となっております。周東環境衛生組合負担金の増額及び保健センター改修事業の減額が、主な増減要因であります。

72ページからの母子衛生費では、新生児聴覚検査の開始及び遠方分娩となる妊婦の支援に要する経費を計上いたしております。

75ページからの環境衛生費では、脱炭素に向けた取組といたしまして、電気自動車の購入に対する補助に要する経費を計上いたしております。

77ページの清掃費では、周東環境衛生組合負担金における清掃センターの建替えに伴う設備改修及び積立てに要する経費を増額して計上いたしております。

79ページからの農林水産業費は2億289万8,000円で、前年度比484万1,000円、2.3%の減少となっております。大星山登山道改修事業の減額や、農道、林道に係る単独事業費の減額が主な要因であります。

80ページからの農業振興費では、オリーブの特産品化に向けた新規事業としまして、オリーブの特産品の試作に要する経費を計上いたしております。

また、農業経営の継続・安定化支援としまして、農業保険への加入に対する助成に要する経費を計上いたしております。

85ページの林業振興費では、森林環境譲与税を活用し、町内民有林の適切な管理を進めていくための経費を計上いたしております。

88ページからの商工費は、6,368万6,000円でありまして、前年度比1,199万4,000円、23.2%の増加となっております。サテライトオフィス誘致推進事業の増額が主な要因であります。

商工振興費では、県の補助金を活用しまして、町内でサテライトオフィスを開設する事業者に対する補助金の交付に要する経費を計上いたしております。

８９ページからの観光費では、オリーブ特産品開発事業の関連業務としまして、各圃場において収穫したオリーブの搾油に要する経費を計上いたしております。

また、丸山海浜パークの海浜地を整備し、利用者の声を生かした快適な利用環境を整えることとしております。

９１ページからの土木費は、８億５，９４０万５，０００円で前年度比５，１１８万１，０００円、５．６％の減少となっております。橋梁点検や中村団地解体に係る事業費の減額が主な要因であります。

土木総務費では、発注者支援業務としまして、設計に係る積算や施工管理の業務支援に要する委託経費を計上しており、円滑な業務執行とともに技術職員の資質向上を図ることとしております。

９２ページからの道路橋梁維持費では、道路橋梁補修事業としまして、町道法面改修や道路長寿命化に要する経費のほか、秋森地区の県道沿い駐車場及び道路公園の整備に要する経費を計上し、美しい眺望を地域資源として活用してまいります。

９３ページからの道路橋梁新設改良費では、単独町道改良事業の所要額を計上いたすほか、国道１８８号整備に伴う側道の予備設計に要する経費を計上いたしております。

９４ページから河川維持改良費では、単独河川改修事業に要する経費を計上いたすほか、大内川総合流域防災事業などの県事業負担金を計上いたしております。

９７ページからの住宅管理費では、礪崎団地の改修事業に要する経費を引き続き計上いたしております。

１００ページからの消防費は、３億２，８８８万５，０００円で前年度比３，４５５万４，０００円、１１．７％の増加となっております。防災公園等基本設計業務、県防災行政無線再整備に伴う増額が主な要因であります。

非常備消防費では、消防団活動支援用ドローン整備事業といたしまして、各分団に配備するドローンの購入及び民間資格の取得に要する経費を計上いたしております。

１０１ページからの防災費では、防災の中核拠点となる防災公園等の整備に係る基本設計業務のほか、実践的な訓練により職員の災害対応能力の向上を図るための職員防災訓練支援業務に要する経費を計上いたしております。

また、地震に伴うライフラインの寸断等に備え、防災備蓄として災害用ラップ式トイレを新たに配備することとし、避難所における安全・安心の確保に努めます。

そのほか、県の防災行政無線再整備に伴う負担金や町のＪアラート受信設備の整備に要する経

費を計上いたしております。

103ページからの教育費は、6億2,490万3,000円で、前年度比2億4,127万6,000円、62.9%の増加となっております。学校給食集約化事業に伴う学校給食センター負担金の増額が主な要因であります。

事務局費では、平生町立小学校の将来の在り方の検討のほか、問題行動等対策推進体制の整備としましてスクールソーシャルワーカーの活動体制の拡充に要する経費を計上いたしております。

学校給食費では、学校給食集約化事業における田布施町学校給食センターの整備に要する経費を負担金として計上いたしております。

106ページからの小学校費の学校管理費では、学校給食集約化事業における食缶等の受入庫の設計に要する経費を計上いたすほか、第1校舎の床及び裏門進入路の塗装の老朽化に伴う改修に要する経費を計上いたしております。

109ページの給食費では、学校給食費高騰分支援事業といたしまして、物価高騰にかかる保護者負担の軽減を図るための補助金交付に要する経費を計上いたしております。

110ページからの中学校費の学校管理費では、小学校費と同様に、受入庫の設計に要する経費を計上いたしております。

113ページの給食費では、小学校費と同様に、学校給食費の高騰分を支援する補助金を計上いたしております。

125ページの公債費は、4億6,864万4,000円で前年度比1,706万7,000円、3.5%の減少となっております。

126ページの諸支出金は、1億4,431万2,000円で前年度比2,308万2,000円、19.0%の増加となっております。

上水道企業費における柳井地域水道広域化事業への負担金及び田布施・平生水道企業団への補助金の増額が主な要因であります。

また、公共施設照明LED化としまして、12施設のLED化改修に要する経費を、各施設管理費目に計上いたしております。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

13ページからであります。

町税につきましては、全体では12億8,584万9,000円で前年度比では304万5,000円、0.2%の減少となっております。景気は回復傾向にありますが、人口減少や高齢化の進展を踏まえての減額を見込んでおります。

15ページから18ページにかけての地方譲与税及び各種交付金では前年度の実績見込みや地方財政計画等を勘案し、計上いたしております。

19ページの地方交付税につきましては、地方財政計画を踏まえ、全体で3,100万円、1.4%の増加を見込んでおります。

20ページにかけての分担金及び負担金は、1,712万7,000円で前年度比では14.5%の減少となっております。

なお、第2子以降保育料無償化事業の実施に伴い、対象となる保育料について減額することとしております。

22ページにかけての使用料及び手数料は、4,178万3,000円で、前年度比では3.4%の減少となっております。

23ページからの国庫支出金では、主に児童手当の拡充に伴う増額が要因で前年度比では1,146万6,000円、2.0%の増加となっております。

26ページからの県支出金では、主にサテライトオフィス誘致推進事業に係る補助金の増額により、前年度比では559万6,000円、1.4%の増加となっております。

31ページからの寄附金は、個人のふるさと納税の増額を見込み、14.8%の増加となっております。

32ページの繰入金では、臨時的な投資的経費の増加及び地域が抱える多様なニーズや諸課題の解決に向けた財政需要に対応するため、財政基金から2億8,839万7,000円を繰り入れます。なお、繰入後の基金残高は、2億5,984万4,000円となる見込みであります。

また、公共施設整備基金から1,040万円を繰り入れ、施設の長寿命化事業に充当するほか、地球温暖化対策推進基金及びボートパーク管理基金、森林環境整備基金につきましては、引き続き関係事業に充当いたします。

なお、新たに、ふるさと振興基金及びまちづくり基金を活用することとし、それぞれの基金の設置目的に沿った事業に充当いたします。

33ページの繰越金は、繰越分の剰余金の増額を見込み、前年度比2,000万円の増加を見込んでおります。

34ページからの諸収入は、1億5,173万2,000円で前年度比では8,126万1,000円、115.3%の増加となっております。自治体情報システム標準化事業の財源となります地方公共団体情報システム機構からの補助金の増額が主な要因であります。

36ページからの町債は、5億4,450万円で前年度比5,820万円、12.0%の増加となっております。学校給食集約化事業費による増額が主な要因であります。

なお、臨時財政対策債は地方財政計画を踏まえ、減少を見込んでおります。

前に戻りまして、8ページに債務負担行為、9ページから10ページにかけて地方債の限度額等をそれぞれ記載しております。

なお、128ページから133ページに給与費明細書、134ページから135ページに債務負担行為に関する調書、136ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、令和6年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。

再開を10時5分といたします。

午前9時51分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 続きまして、特別会計予算について、御説明を申し上げます。

議案第11号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」につきましては、予算総額は16億41万5,000円で前年度比5.7%の減少となっております。

歳出につきましては、12ページからでございます。

14ページからの保険給付費では、一般被保険者療養給付費は前年度比8,088万円の減少、一般被保険者高額療養費は前年度比1,373万5,000円の減少を見込んでおります。

18ページからの国民健康保険事業費納付金では、財政運営の主体が県であり、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として所要の経費を計上いたしております。

戻りまして6ページからの歳入につきまして、国民健康保険税では一般被保険者国民健康保険税は、2億472万6,000円で前年度比683万4,000円の増加を見込んでおります。歳出と同様に、財政運営の主体が県であるため、保険給付費等にかかる費用につきましては、県補助金へ相当額を計上いたしております。

8ページからの一般会計繰入金につきましては、それぞれの基準に従い計上いたしております。

基金繰入金につきましては、2,779万1,000円を計上しており、財政運営の主体が県であること、被保険者の保険税負担軽減などを踏まえ、年次的に計画的な繰入れを実施することとしております。

続きまして、議案第12号「令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」につきましては、予算総額は2,585万7,000円で前年度比4.0%の増加となっており、人件費の増額が主な要因であります。

7ページの歳出につきましては、認定審査会運営のための所要の経費を計上しております。

6ページの歳入につきましては、田布施、上関、平生の3町の負担割合に応じた負担金と事業会計繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第13号「令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」につきましては、予算総額は14億4,338万円で前年度比4.1%の増加となっており、保険給付費の増額が主な要因であります。

歳出につきましては、11ページからでございます。

14ページからの保険給付費では、利用実績等を勘案し、介護サービス等諸費は前年度比4,381万8,000円の増加、介護予防サービス等諸費は866万4,000円の増加を見込んでおります。

21ページからの地域支援事業費の任意事業費では、認知症高齢者等見守り事業において見守りタグの貸与に加え、GPSサービスの利用助成に要する経費を計上し、見守り体制の更なる充実を図ります。

戻りまして、6ページからの歳入につきまして、第1号被保険者保険料では、低所得者保険料の軽減措置を踏まえ、前年度比で584万3,000円の減少となっております。

8ページにかけての国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等を踏まえ、それぞれ所要額を計上いたしております。

9ページの一般会計繰入金につきましては、それぞれの基準に従い計上いたしております。

続きまして、議案第14号「令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」につきましては、予算総額は3億1,043万4,000円で前年度比13.2%の増加となっております。医療給付費の増額が主な要因であります。

歳出につきましては、9ページからでございます。

10ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分をあわせて、広域連合に納付するものであります。

戻りまして6ページの歳入につきましては、保険料では前年度対比で2,578万4,000円の増加となるものであります。なお、一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分をあわせたものとなっております。

以上で、令和6年度特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、該当いたします各予算の末尾に、給与明細書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第15号「令和6年度平生町下水道事業会計予算」について、御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出におきましては、収入において5億8,545万2,000円、支出において5億8,546万1,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入において4億114万1,000円、支出において

5億6,168万9,000円を計上しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億6,054万8,000円は、損益勘定留保資金等により補填する予定であります。

それでは、21ページからの収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入につきましては、営業収益の下水道使用料は人口減少や節水機器の普及等を勘案して、減額計上しております。

営業収益の他会計負担金及び営業外収益の国庫補助金は、内水浸水想定区域図策定に伴うもので、増額となっております。

22ページからの支出につきましては、前年度対比で2,900万7,000円の増加となっております。内水浸水想定区域図策定に伴う経費4,000万円が増加の主な要因であります。

続きまして、25ページからの資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、公共下水道事業、漁業集落環境整備事業にかかる企業債、管渠布設工事等の元金償還に対する出資金、国庫補助金及び受益者負担金等を計上致しております。

26ページの支出につきましては、前年度対比で4,233万7,000円の減少となっております。建設改良費の公共下水道事業費及び企業債元金償還金の減額が主な要因であります。

なお、9ページから12ページに給与費明細書、13ページに債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、令和6年度平生町下水道事業会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第16号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、「附属機関の設置に関する条例」に規定する附属機関を追加するものであります。

内容といたしましては、平生町立小中学校の将来を展望した学校の在り方について調査及び検討を行う教育委員会の附属機関といたしまして、「平生町立学校の将来の在り方検討委員会」を追加いたすものであります。

施行日につきましては、令和6年4月1日といたします。

続きまして、議案第17号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、非常勤の職員に対して支給する報酬及びその支給方法について定めたものでありますが、先ほど議案第16号で説明いたしました教育委員会の附属機関の追加に伴い、当該附属機関委員の報酬及びその支給方法について規定いたすものでございます。

内容といたしましては、他の附属機関の委員と同様の金額及び支給方法といたすものであります。

施行日につきましては、令和6年4月1日といたします。

続きまして、議案第18号「平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、パートタイム会計年度任用職員の期末手当支給対象者の範囲をこれまで1週間当たりの勤務時間が23時間15分以上から、15時間30分以上に引き下げ、期末手当の支給対象となる勤務時間の要件を緩和いたすものであります。

施行日につきましては、令和6年4月1日といたします。

続きまして、議案第19号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び平生町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、地方自治法及び地方自治法施行令の条ずれに対応する改正を行うものであります。

施行日につきましては、令和6年4月1日といたします。

続きまして、議案第20号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」について御説明申し上げます。

本町では、督促手数料徴収にかかる費用、職員の事務負担の軽減を図るため、町税および税外諸収入金の督促手数料について、令和6年4月1日以降の納期限到来分から廃止することといたしております。廃止する督促手数料について、関係する条例をまとめて整備条例により改正するものであります。

施行日につきましては、令和6年4月1日といたします。

続きまして、議案第21号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、保険税率の見直し等に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、県から示された標準保険税率を基に、事業基金の活用を考慮し算定した保険税率について、平生町国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申結果を踏まえて改正した税率にいたすものであります。

施行日につきましては、令和6年4月1日といたします。

続きまして、議案第22号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い創設された特例制度を適用することに係る、所要の改正をいたすものであります。

この特例制度は、犬に装着された所定のマイクロチップを狂犬病予防法に基づき交付する鑑札とみなす制度であり、本町では、令和6年4月1日からこの特例制度を適用することといたしております。これにより、マイクロチップを装着した犬の情報は、国の指定登録機関からオンラインで町へ通知されるため、犬の所有者は町窓口での犬の登録手続きが不要となり、町による金属製の鑑札の交付もないことから、この場合の手数料については徴収しないこととし、当該内容の規定を加えるものであります。

施行日につきましては、令和6年4月1日といたします。

続きまして、議案第23号「義務教育小学校児童及び中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、遠距離通学児童及び生徒に対する通学費の助成について定めたものですが、助成対象に係る例外規定について、その内容をより具体的な内容に改める等、所要の改正をいたすものであります。

主な内容といたしましては、徒歩により通学することが危険であると教育委員会が認める道路の区間が通学路に含まれている場合は、原則の助成対象要件を満たしていなくとも例外として対象とするものであります。

施行日については、令和6年4月1日といたします。

続きまして、議案第24号「平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。本条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める際の従うべき基準を定める内閣府令の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

主な改正の内容といたしましては、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう見直しを行うものであります。

施行日につきましては、公布の日といたします。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日からといたします。

続きまして、議案第25号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、第1号被保険者の保険料について、令和3年度から令和5年度までの第8期計画から、令和6年度から令和8年度までの第9期計画の内容に改めるため、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、被保険者の区分を11段階から13段階に改め、それぞれの区

分に新たな額を決定いたすものであります。

施行日につきましては、令和6年4月1日といたします。

続きまして、議案第26号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

本工事請負契約の変更につきましては、令和5年第9回平生町議会定例会、議案第54号で御議決をいただき、工事請負契約を締結いたしました平生町保健センター改修工事に係る契約金額の変更をいたすものであります。

契約金額につきましては、6,292万円から456万6,100円を追加して6,748万6,100円に変更するものであり、予算の範囲内での契約変更となるものであります。

変更の内容といたしましては、経年劣化による集団指導室等の床シートの改修、階段の滑り止め対策等を令和6年度で対応することを考えておりましたが、利用者の安全対策を早期に行う必要があると判断いたし、工事の変更契約をお願いするものであります。

続きまして、議案第27号「ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について」に御説明申し上げます。

ひらお特産品センターにつきましては、指定管理者制度により、令和元年度から5年間の指定期間を設けて管理運営してまいりましたが、令和6年3月31日をもって指定期間が満了することから、新たに指定手続を行うものであります。

指定管理者の指定につきましては、「平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」におきまして公募が原則とされておりますが、現在の指定管理者は、ひらお特産品センターの施設の性格上、公募によらない指定管理者の候補者として選定し、御議決をいただいた後に指定管理者として指定させていただいているところであります。

このたびの指定管理者の指定手続につきましては、ひらお特産品センターの施設の性格を考慮し、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるとの要件に該当すると思料されますので、ひらお特産品センター協同組合を、ひらお特産品センターの公募によらない指定管理者の候補として、選定をさせていただいたものであります。

選定理由の詳細につきましては、ひらお特産品センター協同組合につきましては、平成23年4月に当該施設を運営するために、農業生産者や加工グループ等を組合員とする組合法人として設立され、同年から現在に至るまで、指定管理者として、適正に管理運営を行っているところであり、実績からみても指定管理者としての能力は十分にあると判断しているところであります。指定期間につきましては、施設運営にあたって一定の期間が必要となることから、5年間としております。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第28号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」について御説明申し上げます。

本議案につきましては、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を形成する市町議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

内容といたしましては、令和6年4月1日より、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務及び行政不服審査会事務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えるもの並びにこれに伴う規約の改正を行うものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。

また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに出席説明者によりお答えをしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第30. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村 武央君） 日程第30、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。

なお、本日長尾忠明議員が欠席であることから、5番の質問を取り下げる旨の申出がありましたことを御報告いたします。

1番、中川裕之議員。

○議員（7番 中川 裕之君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

本町の災害時の備えについて、2番目として本町の小・中児童生徒への防災教育について、防災関連ということで質問をさせていただきます。

先ほどの町長の行政報告の中でもありましたように、今年早々に能登半島地震が発災をいたしました。犠牲者も出られて、そしてまた現在も、平生町の人口を超える方々が、不自由な避難生活をされておられるようであります。本当、被災をされました方々には心からお見舞いを申し上げたい、そういう気持ちであります。

「災害は忘れた頃にやってくる」とこう申します。熊本の震災から8年目になると思いますが、

そのときには明日は我が身というようなことで、真剣に気をつけなければならないという強い気持ちが出てくるわけですが、時がたつにつれて薄れてくると、自分は、ここは大丈夫だろうというような気持ちがどこかに生まれてきます。

しかし、最大限の備えだけはしておかなければならないと思います。備えておいて何もなかった、何も起こらなかった。それが一番いいことだろうと思います。

そこで、お伺いをいたしますが、1番の本町の災害時の備えについて。

まず、要旨の1として、緊急避難所の現状についてということでお聞きをしたい。22か所の指定の避難場所、これについては、平時いろいろと備えをされておられるようです。水、食料、毛布、また、先の能登半島地震を受けて、トイレ設備もこれでは足りないだろうということで、28日の全員協議会においてもですね、いろいろ新たにトイレ設備、そしてまた、町内業者との防災協定を結ぶというようなことで、いろいろ考えておられるようであります。そのことについては、一定の評価をさせていただきたいと思います。

この災害というのは、何が起きるか分からない、どういう状態で起きるか分からないというのが自然災害だろうと思います。

そこで、指定避難場所以外に、各自治体には集会所があります。私のところにも集会所がございます。いろいろ、いわゆる湯を沸かすとかいうような設備もありますし、暖房設備もあります。いわゆるこの自治会の各地域にある集会所、これは指定避難所とは別になると思いますが、町が関わる集会所、そしてまた、全く自治会独自の集会所というものがあるというふうに伺っております。これがどういうふうな形であるのか、そして、これを最大限に活用をすべきというふうにも思います。

そこで、この避難場所以外の集会所的なものが、町が関わった集会所がどれだけあるのか、そして、全く自治会独自のものがどれくらいあるのかということをお伺いをしたいと思います。

そして、要旨の2番になりますが、消防団との連携についてということになります。

これ、いざ有事、事が起きれば、一番にこれ、消防団の活動、活躍は必要不可欠と思います。

平生町防災会議等もございますが、そういったところで、災害に備えての消防団を含めた会議等での緊密な話し合いのようなものはされておるのか。そうしてまた、されておるのであればその頻度、特に2011年の3.11以来、特にこういうことが関心を持たれてきておる状況があります。その消防団との連携的なもの、こういうものはどういう状況になっておるのかということをお伺いをします。

そして、要旨の3番、その団員の大切な役割ということについて、ちょっとお伺いをしたい。

これ、発災をします。そうしますと、最初の一定時間は、団員としての別の活動が当然あるだろうと思います。でも、その団員の方もある程度一時期を過ぎますと、同じ被災住民と同じ立場で、

その地域で被災者と同じ生活になろうと思います。これはあつてはならんことではありますけど、かなりの災害が起きたという場合には、平生町全体にそういった被災者住民が、20人、30人ぐらいの集団で、各地で避難を、生活をされるというような状況が、当然、過去の例から見てもそういうことになります。そうしますと、その各地の避難集団、もう何十か所ということになると思いますが、その各避難をした集団のまとめ役といいますか、このリーダーがやっぱり必要になろうと思います。

消防団員の方ということになりますと、これは防災のプロフェッショナル的な人材であろうと思います。平時からこの団員の待遇を含め、今度の予算編成でも防災靴等をいろいろ予算化されて支給をされるというようなことも聞いておりますけれども、やはり、そういった装備品はですね、十分に確保していただいて、十分な活動ができる、そういうふうな平時から、さらなる育成に努めていただきたいと思います。そのようなことについて、どういうふうなことをされておるかというようなことで、お伺いをします。

以上についてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

まず初めに、指定避難所と指定外の避難所等の話がございました。指定避難所とは、災害によって自宅に住めなくなってしまった場合などに、最小限の生活を維持するための施設で、本町では、町内の地域交流センターや地域交流センターや小中学校など、22か所の施設を指定しております。これに対し、共助の取組により、万が一の場合、少しでも安全が確保できる集会所など、地域の自主防災組織や地域の方であらかじめ決めておく一時避難場所などの避難先があります。このような町指定外の避難所については、町が指定や開設するものでありませんので、特に把握はしておりません。しかしながら、大規模災害の際には、自治会が所有する集会所や被災を免れた家屋、車中泊など、指定避難所以外で避難生活を送られる被害者も想定されます。災害発生時には、災害関連死を防ぐためにも、指定避難所以外に避難された方々にも指定管理所、指定避難所同様の生活支援が受けられるよう情報収集を行い、避難の全体像の把握に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、消防団との連携につきましては、消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の人員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など非常に重要な役割を担っており、有事の際は、地元の地形や気象、住民の居住実態などに精通をしていることから、救助活動等の災害に対応に当たって欠かせない戦力でございます。災害が発生または発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し、災害予防措置または災害応急対策を行うこととなりますが、消防団長も、災害対策本部の一員として、収集した被害状況の報告等を災害

対策本部員会議において行うこととともに、団員への活動の指示を行うなどの応急対応に当たっていただくことになっております。昨年度の5月29日に実施されました2022年山口県総合防災訓練では、大雨及び地震による災害の発生を想定した図上訓練を実施し、消防団長にも災害対策本部員として参加していただいております。訓練での災害対策本部会議では、災害応急対策に係る適切な状況判断や防災関係機関との緊密な情報共有を行うなど、消防団との連携についても強化が図られたものと感じております。地域の実情に精通した消防団との連携は不可欠であり、今後も毎年実施している訓練等を通じて相互に協力し、地域の安全、安心の確保に努めてまいります。

それから、消防団員ですけど、災害が発生した場合、その災害の規模が大きいほど公助での災害対応に支障を来すことも予想され、地域の実情に通じ地域に密着した存在である消防団が、災害対応に大きな役割を果たすこととなります。仮に、発災直後の初動期においては、地元消防団や自主防災組織など、住民自らが自助共助の活動を行うことが、非常に重要となります。このため、消防団員につきましては、地域の防災リーダーとして地域防災力向上のため、また団員が迅速で安全な防災活動を行うために、平時には次のような取組を行っております。今年度には、平生まち・むらコミュニティ協議会や佐賀コミュニティ協議会が実施した防災訓練に参加し、煙体験ハウスや水消火器を使用した初期消火訓練を指導するなど、自主防災組織などの地域住民と連携した活動を行っております。

防災士教育につきましては、補助制度を平成24年度から継続して実施しており、消防団においても積極的に活用され、地域における様々な場で地域防災力の向上や減災への取組を行っていただいております。消防団訓練では、放水訓練のほか、普通救命講習を三年に一度計画的に受講しており、AEDの使用方法や心肺蘇生法、異物除去法などの講習を受け、救命技能を忘れることなく維持向上に努めております。

消防団員の処遇につきましては、その労苦に報いるための年報酬及び出動報酬を支給しております。報酬額については、総務省消防庁が通知する基準額に達していないことから、令和4年度には、年報酬額は6,000円、出動報酬額は1,000円の引上げを行っております。今後も、段階的に基準額への引上げを行い、消防団員の処遇改善を行っていくこととしております。

また、消防団員が安全で安心して活用できるよう、装備品についても整備を行っております。消防用ホースはもちろんのこと、令和3年度には、計画的に実施しておりました消防車の更新が完了をいたしました。また、令和4年度には、活動服を更新し、消防団員の安全性や活動の機能性を高め、災害対応力の向上を図っているところでございます。引き続き、次年度以降も、消防団からの要望を踏まえて、装備品等の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中川裕之議員。

○議員（7番 中川 裕之君） 再質問をさせていただきます。

1番の緊急避難場所の現状ということで最初お伺いしました。指定以外は関わらないと、関わっていないというようなお答えであったかと思います。これはもちろん、災害というのはこういうふうに起きることが分かっておればいいんですけど、分からないのが災害であります。したがって、指定された避難場所へ行けない場合がある、そういうこともやっぱり想定をして、地域の集会所等で避難をしなければならないというようなことが起きると思います。ですから、22か所の避難所は十分に対応されているというふうに思いますけど、その自治会の集会所についても、やはり準避難所というような形ですね、これからちょっと考えていっていただきたいというふうに思います。それについてどういうふうなお考えを持っておられるのか、お伺いをしたい。

そうして、消防団の2番目の連携については、団長はじめとして会議でというような話がございました。でも、どれぐらいこの、熊本地震からは8年たっておりますけど、どれぐらいの回数で会議等をやっておられるかというようなことには、会議はあったけど頻度についてはなかったかのように思いますが、回数があればこれもお伺いをしたいと思います。

それから、団員の役割。これはやっぱり災害に対しては、とにかく団員が一番の頼りだろうと思います。さらなるですね、いろいろ、いろんな面の、予算面でも、それからいろんなことについてもですね、育成をしていっていただきたい。強いそういう姿勢をお伺いをします。よろしくお願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけども、指定避難所以外に避難されるというのはたくさんあると思います。ただ、それはもう、情報を収集するしかないんです、うちとしては。どこに何人いるのかというのは、近くの人が教えてくれたり、いろんな人が「あそこにもいるよ」、「あそこにも避難しているよ」と言うのを知ったら、そこに食料とかそういう物資は運びたいというふうに思っておりますので、まずもって、どこに誰がどのぐらいの人数で避難されているかという情報収集をまずやって、そこにも指定避難所と同じように支援をしていきたいというふうに思っております。

それから、消防団の活動ですけど、全団員でやるのはうちのほうでも把握していますが、分団ごとにやってる回数なんていうのは私のほうじゃ分からないんで、どんだけの訓練をやっているかというのは、正確な数字というのは特に取っていないところであります。詳細がもしも分かる

んであれば、総務課長から答えさせていただきます。

いずれにしても、消防団との連携は、こういう災害のときには一番頼りになるのは消防団ですので、行政と一緒にあって、そういう避難されている方のために一生懸命やっていく。ただ、どういう災害が起きるかというのが、想定ができていないわけだから、何が起こるか分からないという中で、じゃあそれに全てに対応してやっといってくれと言ったって、輪島で起きたようなことがうちにあったときに、それにどうやって対応するような、事前に対応しとくんかというのはなかなか難しいものがありますのでね。できる範囲で予防というか、防災をしていくということになろうかと思います。

じゃあ、総務課長から。

○議長（中村 武央君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 中川議員から、消防団との連携について頻度はどうかという御質問を頂きました。

災害対策本部会議、この訓練をですね、先ほど御紹介いたしましたけども、昨年度ですか、行っておりますが、それまでそのような、いわゆるタイムラインを想定した図上の訓練というのを行っておりませんでしたので、今回の能登地震を踏まえまして、新年度では、先ほどの町長の説明の中でもありましたけれども、実践的な訓練というものがありませんでしたが、それがまさにこの災害対策本部の訓練でございますので、そういった場に消防団からも消防団長の出席をお願いをして、実践的な訓練をこれから行ってまいりたいと思っております。できましたら、少なくとも年に一回は行っていききたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） 中川裕之議員。

○議員（7番 中川 裕之君） 町長、やっぱり本当、本音はね、それは何が起こるか分からんのに全部できるかというのは、それは確かに本音だろうとは思いますが、やはり、それをやっぱりしなきゃならんのが、やっぱりこの対策、備えというふうに思いますんで、その気持ちを持ってね、ぜひこれからも取り組んでいっていただきたいと思います。

3月4日に、県の村岡知事が発言をされておりますね。県内で起き得る地震想定を見直すとともに、避難所の課題などについて有識者による検討会を新たに設置すると、こういうふうなことを発言をされております。当然、19市町のほうにもこの話は出てくるんだろうというふうに思いますけど、とにかく、備えるということだけは、できる限りの備えはするということの姿勢だけは、持っていかなきゃならないというふうに思いますので、ぜひその点はよろしくお願いをして、1番の質問については終わります。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。中川裕之議員。

○議員（7番 中川 裕之君） それでは、2番目の質問をさせていただきます。

本町の小中児童生徒への防災教育についてということでお伺いをいたします。

防災教育についてという表現になりましたが、それは、独立した科目での授業としてどうかというようなことではこれではございません。災害時の心得というような三原則のようなもので、一番に自分のことはまず自分で守らなければならない、そして、その次に自助・共助・公助についてということで、まず一番に自分のことは自分で守らなければならない。二番目に友人また隣近所、地域での助け合い、そして、三番目に行政からの助けがあるという、この行政の助けには限りがあるというようなこと、そういうようなことの話合いをですね、今は朝礼というのは、私たちの頃には朝礼というのは、一か月に一回か、一週間に一回か、ちょっと記憶が飛んでいますけど、ありました。そういうような朝礼だとか、ホームルーム、そしてまた給食時、そして小学校であれば今一斉下校というような場面があろうかと思います。そういったときに、気をつけるんですよというぐらいの形の教育といえば教育というような意味で質問をさせていただきました。

訓練について、これも訓練というですね、この表現は易しく考えていただいて、各種災害時における訓練のようなことはされておりますか、どうですかというようなことで、お伺いをしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 防災教育についての御質問にお答えをいたします。

能登半島地震など大規模な災害が突然起こり、大きな被害が発生しています。本県においても、近年、大雨、台風、高潮の風水害などによる災害によって、大きな被害を受けています。こうした中、防災教育を推進していくに当たっては、子供たちが、「災害は、いつでも、どこでも、起こり得る」という認識に立ちまして、災害への正しい知識を基に、自分の置かれた状況を的確に判断し、主体的に行動できる力を身につけていくことが重要であるとのように考え、各学校では、学校行事等での避難訓練など実践的な防災学習を行うとともに、各教科においては、大地のつくりや気象の変化、過去の自然災害、そういったことなどについても学習をしているところでございます。

まず、自助・共助・公助について話し合う機会などが設けられているかという御質問でございますが、災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助のそれぞれが、災害対応力を高め、連携することが重要でございます。そのため、自助・共助・公助それぞれの役割を子供た

ちが知り、防災に対する意識を向上させ、災害時に自らの命を守る自助、そして、共助の担い手として活躍できる態度と人材の育成、これを目指しまして、各学校では工夫した防災学習を行っているところでございます。

今年度は、防災学習の中で、防災士の講話や、赤十字職員を招いて東日本大震災の語り部の話を聞く機会などを設けたり、建物の耐震化や防災倉庫、災害への備えや安全確保行動等について理科の火山や地震の単元で学習したり、あるいは、町職員によるダンボールベッドやテント設営実施等災害時の備蓄物の学習を社会科で行ったり、こうした工夫した防災学習の実践を通して、自助・共助・公助について話し合い、その考えを深めているところでございます。

次に、各種災害時の避難訓練でございますけれども、避難訓練は学校保健安全法でその実施が義務づけられておりまして、土砂災害や地震等の自然災害、これに加えて、火災あるいは不審者侵入、こうした対応訓練なども行われ、今年度も、本町では、どの学校においても工夫した避難訓練が年間3回以上実施をしているところでございます。

平生小学校での避難訓練の1つ、地震及び津波対応幼小避難訓練、これを紹介させていただきますと、ここでは南海トラフや周防灘断層群に係る地震と津波を想定し、地震発生から三十分以内の避難を安全に完了すること、そして安全な基本行動と安全意識を狙いに実施をされています。地震警報直後にシェイクアウトの姿勢を取った後、全児童は一次避難所の運動場に避難をします。そこで大津波警報が発表され、二次避難場所の大野地域交流センターに避難するのでございますが、6年生の児童は幼稚園に行き、幼稚園児を連れて一緒に避難を行います。このほかに平生小学校では、災害時に児童を安全で確実に保護者に引き渡すための緊急時引渡訓練なども実施しておりまして、町内どの学校においてもこのような実際の場面を想定して、子供の防災対応能力の育成を目指した避難訓練を実施しているところでございます。

町教委では、引き続き各学校と連携をしながら、子供たちが自助・共助・公助それぞれの役割を知りますとともに、自分の命は自ら守るという高い自助の意識と行動力を身につけ、災害から家族や地域を守り、地域社会の安全に貢献できる共助の担い手として成長するよう防災教育の充実に努めてまいります。

○議長（中村 武央君） 中川裕之議員。

○議員（7番 中川 裕之君） どうもありがとうございました。再質問、再々質問はございません。思った以上の取組をされておるようであります。引き続き、これを進めていただきたいということをお願いをして、2番目の質問も終わります。

この後、何名かの方が防災関連の質問を用意されておりますので、後はほかの議員さんにお任せをして、私の質問はこれで終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 日本共産党の赤松義生です。

それでは、あらかじめ通告している順番に従って質問を行います。

まず最初に、会計年度任用職員の皆さんの処遇改善について質問をいたします。

今、全国の自治体には、本来の正規の職員で行われるべきではありますが、会計年度職員の方々がたくさんおられます。平生町の令和6年度の予算書によれば、会計年度任用職員の方の人数は197名となっています。好ましいことではありませんが、本町の行政を維持していく上で、会計年度任用職員の方ではなくてはならない存在になっていると言えます。

そこでお尋ねしますが、会計年度任用職員の方は現在何名おられるのでしょうか。また、女性、男性の比率はどうなっていますか、お尋ねをいたします。

次に、2点目として、以前、会計年度任用職員の方の処遇について質問をし、期末手当については改善をされました。このたびの3月議会でも期末手当の支給について改善が提案をされ、会計年度職員の処遇について気を遣っておられることは理解ができます。しかし、会計年度任用職員の給与改定について、常勤職員の給与改定に関わる取扱いに準じて行うよう総務省は通知を出していますが、このたびの補正で交付税が4,420万円増額をされています。総務省は、今回の給与改定で令和5年4月に遡って適用できるように、会計年度任用職員の手当について交付税で手当をしていると言っていますが、総務省の通知どおり、令和5年4月に遡って給与の改善を遡すべきと思いますが、町長の見解をお尋ねをいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず初めに、地方公務員法及び地方自治法の改正されたことに伴い、令和2年4月から一般職の非常勤職員である会計年度任用職員が導入され、多くの自治体で教育、子育て等をはじめ、様々な分野で活用をされており、地方行政の重要な担い手となっているところでございます。

本町における会計年度任用職員につきましては、令和6年3月1日現在で職種の兼任を含めると延べ198人を任用しており、正規職員124人を大幅に上回る職員数となっております。パートタイム勤務によるシフト制で業務を担っている職場が多いことから、多くの人数を任用しているものであります。

職員数、先ほど申し上げました198人の男女の内訳といたしましては、男性62人、女性136人であり、割合で申しますと、男性31%、女性69%、おおむね3対7となっております。職種、職務内容にも異なりますが、事務補助員をはじめ、学校支援員、給食調理員などの教育分野、保育士、児童クラブ支援員などの子育て分野、地域交流センター職員などのまちづくりの分野でも多く任用をしており、幅広い分野で女性職員に活躍いただいております。

それから、会計年度任用職員の給料報酬につきましては、会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、任用する年度の前年度末における一般職の職員の行政職給料表を準用し、決定しております。会計年度任用職員は一会計年度での任用であり、基本的には任用当初に提示した条件に基づき、年度途中における給料等の変動の影響を受けず勤務していただけるよう考え、制度を整備したものであります。

赤松議員がお尋ねの給与改定の遡及でございますが、制度設計の段階から幾つか検討すべき問題が出ておりました。御承知のとおり、会計年度任用職員の給料表の基礎となる一般職の給与においては、4月時点での民間給与との比較に基づく人事院勧告または県人事委員会勧告を踏まえた条例改正により、増額改正もあれば減額改定も実施してまいった経過がございます。常勤職員に準ずるとなれば、会計年度任用職員におきましても、増額または減額改正となる場合が起こり得るものであります。一会計年度の任用となると、当該職員にとっては任用当初に提示した勤務条件が変更されるため、理解が得られにくくなると懸念しているところであります。とりわけ、会計年度任用職員は、一般職と比較して、短期間での任用や年度途中の離職が多く、給与改定の対象者の範囲の設定をはじめ、退職者に対する遡及改定の事務は困難なものにもなりやすく、退職者の取扱いについては、在職者との均衡に留意して検討を要するものと考えております。そのほか、増額改定の場合、扶養の範囲内での勤務を希望する職員への影響も生じるものであります。このような課題を検討した結果、現行においては冒頭申し上げましたとおり、一会計年度の任用職員においては給料等の変動を設けることなく安定的な収入を見込めるものとし、額改定の実施時期は次の会計年度からの適用となっているところでございます。

そうした中、赤松議員のお示しのとおり、令和5年5月の総務省の通知において国家公務員の非常勤職員の取扱いに関する通知の改正を踏まえ、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするよう要請を受けているところでございます。

会計年度職員の給与改定については、任期や勤務条件などの実情を踏まえながら、給与改定対象者の範囲の設定や退職者の取扱いなど効率的な事務処理を研究していくとともに、周辺自治体の状況にも留意しつつ、給与の遡及改定の是非も含めた処遇改善を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） いろいろな状況を勘案しながら検討をしないと、そういう答弁であつたように思います。

今、全国的に見て国会でも議論になっているところなんですけど、54%の自治体で遡及が行われ、まだ遡及されていない自治体が45%ぐらいの割合ではなかったらうかというふうに思っ

ております。遡及していない要因の中に、先ほども、要するに女性の方がたくさんいらっしゃるしますので、扶養の範囲内を超えると困るという部分もあるからというような話もありましたけど、これから少しずつ会計年度任用職員の処遇が改善されれば、そういう扶養から外れる方もだんだん増えてくるんじゃないかというふうには思います。遡及しなかったにしても、してくださいと言いはるものがなかったにしてもというのも変な話なんですけど、いずれにせよ、毎年のように処遇は改善していかなければいけない——人事院勧告が出た場合ですね——なりますので、いずれにせよ、そういうときには、少しずつそういう部分も増えてくるのではなかろうかというふうには思っています。特に、町長の後輩のところからそういう通知が出ているわけですから——総務省から——ぜひ、いい方向で検討をしていただけるように、これは要望をしておきたいと思っております。

それから、続きまして2番目の質問を行います。

2つ目には国民健康保険税についてなんですが、令和6年度の保険料について、県のほうが毎年それぞれの自治体の標準保険料率というのを示してきますが、山口県では、8.8%全体では保険料が値上がりをしております。私も、毎年そういう県の標準保険料率を見て、年収400万円でパートナーの女性の方に中学生か高校生ぐらいの子供さん2人の4人家族で試算を毎年をしてみても、県の標準保険料率ではどれぐらいの保険料になると、平生町の今回も条例改正が出ておりますが、それを適用すると平生町での保険税はどれぐらいになるというのを毎年試算をしております。

それでずっと計算をしてみると、県の場合は、令和4年度で先ほど言った年収400万円で4人家族の条件で49万8,000円、令和5年度が52万7,000円、令和6年度が55万4,000円というふうな金額になります。

今朝ほども町長から説明がありましたが、平生町では基金を繰り入れて保険税を引き下げています。山口県で、多くの自治体で、基金は持っているのに繰入れをしない自治体がかなりの数ありますが、そういう中では、平生町はそういう努力をされて保険税の引上げを抑えておられるという点では評価できようかというふうに思っておりますが、平生町の今年の場合で言いますと、一つは、要するに県の保険税、標準保険料率が引き上げられておりますが、このことについて県のほうから何か理由は聞いておりますかというのが、まず1つ目の質問です。

平生町では、じゃあ2,700万円程度基金から繰り入れて保険料がどのようになるか試算をしてみますと、先ほどの4人家族では51万5,000円ぐらいの保険税になります。年収400万円で年間50万円もの保険税を払うということは、本当にそれで生活ができるのだろうか、本当に払い切れるんだろうかというふうな不安を強く思っておりますが、こういう保険税になるんですが、まだ決まったわけではありませんが、そうした場合、収納に困難が生じないか心

配をしております。そのことについてどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

標準保険料率は、県が県全体の保険給付費等から保険料収納必要額を見込み、市、町ごとの医療費水準、所得水準等を踏まえて算出しております。県が示しております平生町の標準保険料では、令和5年度と令和6年度の比較では1人当たり4,100円の増額が示されております。

国民健康保険の将来の見通しとして、県では、人口減少に伴い被保険者数も年々減少すると見込んでおります。さらには、前期高齢者の割合が50%の前後の水準で推移し、被保険者の年齢構成が高い状態が当面続くと見込んでおります。医療費の将来推計では、被保険者数の減少に伴い、現在よりも減少することが見込まれますが、年齢構成が高い状態が続く状況において、1人当たりの医療費の増加傾向が見込まれています。

県から、標準保険料の増額は、被保険者の高い年齢構成やそれに伴う医療費の増加が要因であると説明を受けております。県では、令和6年度から令和11年度までの6年間を対象期間とする第二次国民健康保険運営方針を策定中であります。運営方針では、被保険者数、医療費等について推計を行っており、「被保険者の健康の保持を推進する取組や、適切な医療の効率的な提供に資するとともに、将来的な医療費の適正化を図っていくことが必要である」と明記をしております。

本町でございますが、本町の被保険者数は減少しておりまして、前期高齢者の割合は約6割で推移し、年齢構成が高く、1人当たりの医療費が高い状況であります。このような状況の中で、本町における令和6年度の国民健康保険税の改正案では、1人当たり平均年税額として約8万9,400円であり、1万900円程度の増額をお願いするものでございます。事業基金の取崩しにより保険税の急激な上昇を抑えており、事業基金を活用した負担軽減の調整ができていると認識しておりますが、今後も引き続き、県の標準保険料率の水準に向けて、被保険者の皆さんにお支払いをしていただく上で困難につながらないように、段階的に緩やかな引上げを行うことが肝要であるというふうに考えております。本町の保険税額は、県内では低い設定ではありますが、現在策定中の令和6年度から後6年間を計画期間とする健康保持推進のための事業計画であるデータヘルス計画や特定健康診査等実施計画に基づいて、健康増進に引き続き取り組み、被保険者の負担軽減に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 答弁を頂きました。医療費が少なくて済むように、いろいろな取組もしながら取り組んでいくというふうな答弁だったというふうに思っています。

それで、令和3年度のところで、平生町の場合、資格証明が37件ぐらい出されているんじゃないかというふうには思っていますが、やはり、国民健康保険税の収納率が、ほかの税の収納率が99とか100%近いのに比べて、95%か、もうちょっと多いかもしれませんが、少し少ないように理解しておりますので、12日から新年度予算が審議されますので、その場でもう少し詰めていきたいというふうに思っています。

それから、県は財政安定化基金を34億と今朝ほども町長から説明がありましたけど、このところで、県にお金を平生町から上げていくのが3億4,000万円程度の金額ではなかったかというふうに思っています。そちらのほうの部分で59億程度の県は繰越金を持っているというふうなことも聞いておりますので、両方合わせたら90億——県は持ちすぎじゃないかというふうにも思っておりますけど、ここについては、後、予算審議の中で、もう少し発言をしていきたいというふうに思っています。

続きまして、介護保険のほうに移らせていただきます。

厚生労働省は、来年度の介護報酬の改定で、訪問介護事業所がほかの介護サービスよりも高い利益を上げているとの同省の調査を根拠に、訪問介護の基本報酬を2から3%引き下げる予定のように言われております。マスコミなどでも、いろんな方面からこのことが議論をされております。そして、引下げの根拠にしているのが、介護サービスの平均収支の差が2.4%なのに対して、訪問介護の場合は平均の収支の差が7.8%と、要するに利益率が高いということであろうと思うんですが、引下げの理由にされています。都市部などで高齢者住宅など集合住宅に併設されたような事業所なんかでは効率よくホームヘルパーさんなんか動き回れると思いますので、そういうところでは収支の差が大きくて、平生町のように南北に長い地域とかに比べると、収支の差というものは、そんなにいい数字は出てこないんじゃないかというふうに思っています。実際、厚生労働省の調査でも、36.7%の事業所が赤字状態だということがあるようです。このことは在宅介護の終わりの始まりになりはしないか危惧をされているところですが、町長はどのように考えておられますか。

次に、2点目に、住みなれた家で暮らし続けたいという高齢者の願いを実現するために、在宅介護サービスが取り組まれています。ヘルパーの方々も誇りを持って仕事をされています。しかし、介護保険のほうで訪問介護の報酬が引き下げられる方向なんですけど、訪問介護について要支援1～2の方は介護保険から外されています。そして、今では総合事業に移行されております。

総合事業では、平生町が実施をするものであり、その報酬は平生町のほうで決定できるのではないかと思います。ホームヘルパーの方の仕事に対する情熱に応えるためにも、事業所が今後とも存続していくためにも、こうした総合事業のほうで報酬を引き上げ、高齢者が安心して暮らせる町にしていきたいものだと思いますが、町長の見解をお尋ねをいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

令和6年度介護報酬の改定は、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、プラス1.59%の引上げとなりました。過去2番目に高い水準の改定率の中で、訪問介護サービスについては2.34%の引下げ改定となっております。

厚生労働省では、介護事業の経営実態調査結果から、訪問介護サービスの利用率が高水準であること、人件費が収支の7割を占める訪問介護については処遇改善加算率の設定を高くするなど、ホームヘルパー等の介護人材確保にも配慮し、サービスごとの経営状況を踏まえた内容であると説明をしております。

経営実態調査に地方や小規模の事業所等の声がどの程度反映されているかは不明ではありますが、地方における社会資源は限られており、訪問介護サービスは在宅生活を送る高齢者にとって非常に重要な基幹的サービスと認識をしており、訪問介護事業所の経営におきましても影響を及ぼすのではないかと危惧しております。住宅介護の終わりの始まりになることがないよう、町といたしましても、町内事業所の実態等を把握し、住みなれた地域でその人に応じた適切なサービスが安定して提供できるよう、介護サービス全体の処遇改善の取組の継続を含め、国や県に対して要望をしまいたいというふうに考えております。

それから、要支援1～2の認定者が利用するサービスのうち、訪問介護や通所介護については、平成29年4月に予防給付から切り離され、地域支援事業の介護予防、生活支援総合事業、いわゆる総合事業として訪問介護相当サービスや通所介護相当サービスを実施しております。

総合事業の報酬改定につきましては、令和6年度の介護報酬改定に併せて今後国から参考例が示されることになるため、動向を注視し対応していきたいというふうに考えております。参考例を超える報酬設定の場合は、事業者の収入確保につながりますが、利用者の自己負担もそれに伴って上がることになります。当面、総合事業における報酬の引上げについては考えておりませんが、安定的な介護保険事業運営のためには、歳入の確保も非常に重要であり、将来的に第1号被保険者の保険料に影響することも考慮することが必要となりますので、総合的なバランスを取りながら報酬の設定を行う必要があると認識いたしております。

安定的に事業継続できるよう介護事業者の意見等をお聞きしながら、処遇改善の取組の継続を含め、要望、現場の声を国や県に対して届けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） この件についても今年度の予算審議の中で、もう少し詰めた議論はしていきたいというふうには思っております。しかし、今、訪問介護の事業所は、平生町でも2つの事業所ぐらいしかないように思います。以前はもう少しあったんじゃないかと思いますが、やはり、条件的に、何ていいますか、効率よく利益率のあるような仕事ではないんじゃないかというふうには思っておりますので、その辺では、適切な対応がこれからも必要ではないかというふうに思っています。

それでは、最後の質問に……。

それでは、使用済核燃料の中間貯蔵所の建設について質問をいたします。

2月7日に原発に反対する上関町民の会など4団体は、中国電力本社に昨年9月頃から12月までに集めた27万筆余りの署名を中国電力本社に届け、中間貯蔵施設の建設について白紙の撤回を求めました。町長も、これまで将来のまちづくりへの影響について心配をされる発言をされてきました。また、県知事も、中間貯蔵所と原発が併存するということは大きな負担と発言をされていますが、短期間にこれだけの署名が集められたことについて、署名の重みについてどうお考えかお尋ねをいたします。

それから、2つ目に、福島原発の敷地内の中には原発の汚染水がたくさんためられております。その水をアルプスでろ過をして放射能を除去して海に流すことが行われて、強行をされましたが、多くの漁業者は反対をし、漁業者の反対がある限り放出はしないという約束はほごにされる中で強行をされました。政府は安全だと言いますが、漁業者への影響は深刻なものがあり、物が売れないような状況が続いているのが現状です。

福島原発の事故以来、原子力災害に対する意識は大きく変化をしています。幾ら安全だといっても、どうにもならないものがあります。上関への中間貯蔵所の建設について、本町の一次産業の発展にいい影響は与えないというふうに思っておりますが、町長の見解をお尋ねするものであります。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

新聞等の報道によりますと、2月7日に山口県の4団体が広島市の中国電力本社を訪れ、上関町で計画をされている使用済核燃料の中間貯蔵施設について建設中止を求める27万5,043筆の署名を提出したとのことでした。

議員御質問の中間貯蔵施設建設反対の27万筆の署名の重みをどう考えるかということですが、私自身、署名というものの自体は、ある物事について本人が同意したという意思表示を表すためのとても重いものだと考えております。しかしながら、今回中国電力に提出をされてい

る署名の内容等については承知をいたしておりませんし、今回の署名の重みをどこまで受け止めるかは、まずは、受け取った側の判断になるかと思っております。

この署名は全国から寄せられたと聞き及んでおりまして、私としましては、原子力エネルギー政策に対する関心は全国レベルであり、国の責任においてしっかり議論がされるものであると認識したところでございます。いずれにいたしましても、上関町における中間貯蔵施設に関わる動向等につきましては、今後しっかりと注視してまいりたいというふうに考えております。

次に、平生町の農業、水産業の現状については、人口の減少、従事者などの高齢化、また生産物の価格の低迷などにより、生産量などは減少している状況にあり、町といたしましては、農業、水産業とも新規就業者の確保などに取り組んでいるところでございます。赤松議員から、使用済核燃料の中間貯蔵施設の第一次産業への影響につきまして御質問を頂いておりますが、現在、当施設の立地調査が行われている段階であり、中間貯蔵施設の詳細についてつまびらかではございません。中間貯蔵施設ができることで第一次産業にどのように影響が出るのか、現段階では判断しかねる状況だと認識しております。今後、中間貯蔵施設の建設によって、第一次産業への影響に限らず、本町にどのような影響が生じるのか、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 休憩を取ったほうがいいですか。（「休憩をしますか」と呼ぶ者あり）

それでは休憩をいたします。再開を1時、13時といたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

それでは一般質問に戻ります。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、使用済核燃料中間貯蔵所の建設について、町長から1回目の質問に対する答弁はいただきました。

それで、1点目の質問の署名の重みをどう考えているかという答弁の中で、署名というものの重みというものは重々よく承知をしているというお話がありました。それは署名全般に対しての話なんです、一方で、全国で集められた署名であるという点も答弁の中にありました。確かに言われるとおりの27万5,000筆余りの署名でしたが、全国で集められたものです。8月2日に中国電力が上関町に使用済核燃料の中間貯蔵所の建設を申し入れた翌日の全国紙では、どこの新聞もトップでその記事を扱っていました。それだけ、マスコミも含めて関心の深い問題であつたろうかと思っています。そういう意味で、4団体が主に取り組んで、私たちもそういうお手伝

いで署名を行いましたけど、平生町でも主に私や原議員が中心だったと思うんですが、私の事務所の中にも、結構やっぱり町民の方から署名をしたものがポストの中に入れられておりました。今まで署名とかやってもそういうことはほとんどなかったんですが、今までにない関心の高いものだなというふうに思っております。

特に町長の住んでおられる佐賀の地域では、海の向こうに上関町の祝島とか予定地の辺がよく見えますので、佐賀のほうで行って聞いてみますと、この辺には賛成っちゅうもんはおりやせんよという声もよく聞かれます。そういう点では、そういう状況を踏まえてこれからも対応をしていただけるようお願いをしておきたいと思います。

それから2つ目に、本町の一次産業の発展にいい影響を与えないのではないかについて、町長の考えはどうかという質問をいたしました。まだ調査の段階なのでというようなことで、特に答弁のようなものはなかった——それ以上踏み込んだことはなかったように思っています。ただ、先般、これは永久的な貯蔵になるんですが、対馬では議会が請願を採択をしたけど、市長がそれに対して貯蔵所は作らせないという決断をされて、さらに市長選挙が最近行われて、そこでも市長はそういう訴えで再選を果たされたわけなんですけど、やはり地元への産業への影響というものを非常に気にされて、市長は決断をされたというふうに聞いておりますが、そういう筋合いのもんだというふうに私も思っています。上関の原発建設が浮上して43年目になろうかと思いますが、原発はできておりませんが漁業補償のこととかいろいろあって、平生町では漁業が、新しい漁業者を受け入れるということについて積極的ではなかった、むしろ拒んだとは言いませんけど熱心ではなかった、そういう状態の中で佐賀の漁業は衰退をし、水産加工業も見ると影もないぐらい少なくなっております。そうしたことを考えてみると、やっぱり中間貯蔵所というものができるといえることがあれば、風評被害も含めて大きな影響を受けるというふうに思っておりますので、これからも状況をよく注視しながらという話もありましたが、状況をよく見ながら適切な判断をお願いしたいということを要望して質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） それでは通告に従って質問いたします。

平生町の防災についてお尋ねします。2024年1月1日に発生した石川県能登半島地震、最大で震度7の揺れを観測してから2か月が過ぎようとしています。被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、1日も早く日常生活が取り戻せることをお祈りしています。

今もまだ、寒さや不安、恐怖を感じながら避難を続けている方が多くいらっしゃいます。この地震により全壊した家屋は9,050棟、死者の方は241人、重傷者の方が320人に上っており、2か月たった今なお1万2,000人余りの方が避難所での避難生活を余儀なくされてい

ます。能登地方を中心におよそ2万1,880戸で断水が続いていて、建物・施設の被害はもとより、道路、電気、上下水道、通信網などのインフラにも大きな被害が発生し、復旧に向けて大きな困難が生じていると聞きます。能登半島地震を目の当たりにした今、平生町の防災について再度考えて見直す機会だと考えます。様々な災害対応がなされる中、飲用水や生活用水が不足していると聞きます。

1つ目、平生町の災害時の水の確保、提供はどうなっていますか。2018年の第5回定例会で松本議員が一般質問されていました。防災協力井戸への登録の協力を住民の皆さんに呼びかけ、ハザードマップにも掲載することを私は提案したいと思います。防災協力井戸とは、災害時に飲用水または生活用水として、個人や地区で所有している井戸水を所有者の善意により提供してもらうものです。防災を考えると、すぐに避難できない場合、また給水ができる状態にない場合を想定して備えてはどうでしょうか。

石川県でも、過去の災害での教訓から災害時に使用する井戸は各自治体で事前登録するなどが進んでいました。しかし、4万戸超の断水が続いた輪島市や珠洲市など8市町も、地域防災計画では、緊急時の水源として井戸水の確保に努める、比較的汚染の少ない井戸を水源に選定するなどとしていたが、具体的な制度作りには至っていませんでした。計画が整備されていれば、よりスムーズに活用できた可能性があり、結果的に現在困難な生活をされています。平生町内の各自治会の班単位で使わせてもらえる井戸がどの程度、それぞれ町民の方の自宅近くにあるかを事前に知っておくことが日頃の備えになると考えます。飲用水の確保として給水車での配布とありますが、地震などで道路が寸断された場合も考えると、救水車での活動が困難になるかもしれません。

また、役場職員の皆さんも同じ被災者となった場合に、お互いが助け合わなければいけない。その時に、防災協力井戸の登録があれば、日常からの備えで少しでも安心して暮らせるのではないかと考えます。実際に新聞報道で、被災した役場職員の方も働き詰めで、1か月以上たっても自宅の片付けもできていないと知りました。同じ場所に暮らしていれば同じように被災します。町民の皆さんが、できることはそれぞれが自主的に備え、職員の皆さんにしかできないことを1つでも多く対応してもらおう。それが災害時に必要なことだと感じています。

2つ目、ハザードマップの活用はどの程度できていますか。平成28年、2016年3月に作成されて、各家庭に平生地区、佐賀地区でマップが配布されています。私も自宅に津波と高潮のハザードマップがありました。でもずっとファイルに挟んでしまったままでした。これは、災害情報として、スマートフォンなどの情報機器から自分のいる現在地が安全か危険か、どういう場所なのか知ることができるように、地図をそれぞれではなく、まとめることはできないでしょうか。また、英語版も作成してみてもどうでしょうか。今後、海外から平生町に縁があつて暮らす

ことになった外国人の皆さんや、観光、旅の途中で災害にあっても、少しでも安心につながり、一つでも多くの命が助かることにつながると考えます。

近隣では、田布施町、周防大島町が防災協力井戸への登録を呼びかけています。周防大島町は、防災マップに井戸のマークを追加して、ネット上で検索できるようにされていました。

3つ目に、防災は災害に対して事前にどこまで備えられるかが重要だと考えます。現在の町内を地域防災から見て、良い点と改善点はこういった点でしょうか。改善点があるとすれば、今後の取組はどう考えられていますか。

以上、3点質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えさせていただきます。災害時において、水の確保は非常に重要で、命をつなぐ生命線となります。災害時における飲料水の確保に関する基本的な考え方といたしましては、本町では自助の取組として出前講座などを通じ、各家庭で1人1日3リットル、3日分で最低9リットルの備蓄をお願いしております。発災後は、地域住民の助け合いで給水所の運営を行う共助をお願いすることになるかと思いますが、本町の応急給水については、田布施・平生水道企業団が応急給水計画を作成しており、この計画に基づいて田布施・平生水道企業団とともに迅速かつ的確に対応できる体制を構築しております。

計画では、災害及び事故等により、水道施設が減水、断水した場合、飲料水、医療用水、生活用水を供給し、必要最低限の住民生活を維持できるよう応急的な対策として応急給水を実施することとなっています。発災時からのタイムラインといたしましては、発災から1時間以内に職員を配備し、情報収集を行い、2時間以内には給水補水基地及び給水拠点を選定し、給水車や給水タンクなどの資機材を準備することになっています。その発災から3時間以内には各給水ポイントにおいて、給水車により応急給水を開始し、給水の必要量や人員不足などがあれば、必要に応じて協定に基づく応援要請を行い、対応することとなります。

町内の給水ポイントは、地域交流センターや体育館など避難所が9か所選定されております。また、補水ポイントについては、異なる水源2系統をそれぞれ2か所の計4か所が選定されています。

なお、町内の全ての水道施設が減水、断水となった場合には、柳井地域水道事業水道災害相互応援に関する協定締結市町や県及び日本水道協会山口県支部に応援を要請し、指定された水道施設で本地域の最も近い箇所から取水し、水源を確保するとされております。

災害等による断水時には、衛生的な飲料水を迅速に供給することが強く求められますので、いざというときに住民生活の早期安定が図られるよう努めてまいります。一方、本町の山間部は浄水道区域外もあり、生活用水は井戸水やボーリングの水を利用している地域があります。このよ

うな地域では、災害が発生し停電となった場合、井戸水等の水を汲み上げている電気ポンプが停止し、生活水の確保が困難になることが懸念されておりました。そこで、上水道未普及地域の12の自主防災組織で設立された連合会に、コミュニティ助成事業の助成金を活用して、平成19年に発電機を各自主防災組織に1台ずつ交付し、災害時の生活水の確保を図っております。御提案いただきました防災協力井戸は、住民の方々が所有する井戸を事前に登録してもらい、災害時に水道施設が復旧するまでの間、登録された井戸を地域の方々に開放していただき、生活水を確保しようとするものです。このような個人の井戸の活用につきましては、所有者の御好意や善意を前提としており、地域の方が災害にお互いに協力し合う共助の取組として構築していただきたいと考えておりますので、地域につながるの深い議員の皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ハザードマップでございますが、現在平生町が作成しているハザードマップは、洪水、津波、高潮、土砂災害、ため池及び地震防災マップの6種類があり、全戸配布または関係する地域に配布しております。今年度水防法改正に伴い、高潮ハザードマップの更新を行っておりますが、まもなく完成、4月に全世帯に配布する予定です。また、来年度に新たに内水ハザードマップの作成を予定しております。

これら各種ハザードマップについては、町ホームページから閲覧できるようになっておりますが、各種情報を重ねて表示することはできません。また、1枚にまとめてしまうと、情報が多すぎて、かえって分かりにくくなることから、作成することは考えておりません。

一目で災害リスクを確認される場合は、国土交通省が提供している重ねるハザードマップを御利用いただければ、地域における複数のハザード情報や避難所、道路状況、土地の特徴など防災情報を同時に地図上に表示することができるようになっております。スマートフォンからでも全国どこにでも御自分の所在地にどのようなリスクがあるかを確認することが可能となっております。町のホームページにリンクを貼っておりますので御利用ください。

また、英語版の作成に関しては、重ねるハザードマップにおいても英語表記には対応しておりません。ハザードマップの表記では、避難所はマークで、危険度等は線や色分け等により比較的直感で分かりやすく表示していることから、現在のところ英語版のハザードマップ作成は計画しておりません。

防災井戸につきましては、先ほど回答させていただきましたとおり、地域での共助において活用していただくことを前提に各地区の住民の皆さんで共有していただくのが適当と考えております。

町内を地域防災から見た良い点ということですが、現在町内の多くの自治会で自主防災組織を設立していただいております、町民の防災に対する高い意識をありがたく思っております。一度大き

な災害が発生しますと、初動は大きな混乱が予想され、町が実施する公助にも限界があり、特に震災直後の3日間は救助、応急の段階であり、自助と共助に頼らなければならない場面があると予想されます。この共助の場面では、自主防災組織の活動が重要になると考えておりますが、改善点としては、現在自治会単位となっている組織を、例えば避難所単位での組織に統合再編し、地域の皆さんで助け合う体制を築いていただければ、町の災害対策本部との連携もより効率よく実施できるようになるものと考えております。再編した防災上の地区ごとに、町内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う防災活動に関する計画書となります地区防災計画を、地域防災マネージャーが中心となって地域住民の皆さんと取りまとめ、災害時にどのような行動をとるのかを共通認識として持っていただくことで、地域の防災意識向上につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 再質問をさせていただきます。

給水車が出動して避難所まで水を届けていたとしても、重たい水を自宅まで運ぶことは体が不自由な方、御高齢の方、幼い子供を連れている方などはとても大変です。水は先ほど町長もおっしゃったみたいに、私たちが生きていくために大切なものです。実際にあったことの新聞の記事よりお伝えします。

2014年12月28日の朝日新聞、阪神大震災では約900人が震災をきっかけに体調を崩すなどして死亡した震災関連死と認定されている。死因の3割程度が心筋梗塞や脳梗塞とされ、昨年設置された県の有識者会議がトイレを我慢して水や食事を取らなかったため、血液の流れが悪くなって心臓に負担をかけたことも影響していると指摘、避難所の災害用トイレ対策を求めている。

2つ目、熊本地震、熊本市東区で避難所となっている市立桜木中学校では断水が続いており、飲料水の確保が難しく、近くにある民家の井戸水から手分けして水をくみ上げ、ペットボトルに詰めて分け合っているという。また、トイレに使う水が、別の造園業の方の所から、井戸水を引いてきたのをバケツに入れて賄っており、避難者の皆さんが手分けをして水を汲み出す様子を写真や動画に収め、送ってきてくれた。民家の方々の善意で水がなんとか確保できていると話す。

3月の4日、能登半島地震で一時全域で断水していた石川県の穴水町で、3月1日に解消。最大約3,300戸で断水していたが、予定より約1か月前倒しでの復旧となったそうです。

少しずつの復旧がうれしいニュースとして届く一方で、2か月間給水車などで水を運ぶ作業を行うことはとても大変だと感じました。災害復旧はこれだけではない、そう思います。災害用井戸の活用制度について、大阪公立大学の遠藤教授の調査では、2018年から19年に全国

1,741市区町村のうち418市町村で導入されているそうです。

平生町は安心して暮らせる町であると感じてもらうために、町内でどの井戸が使えるのか一度呼びかけをしてみてもどうでしょうか。お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 防災ですけども、先ほど予算の中にもうたってありました簡易トイレも今回備蓄することにしておりますし、トレーラーのトイレも協定を結んでですね、すぐ来ていただけるような形を取りたいというふうに思っております。

先ほどの井戸水でございますが、基本的には個人の所有物でありまして、これを町が、個人の所有物をみんなに使わせろというのではなくて、できれば地域の人が共助という形で、何かあったらうちの井戸水使っていいよというような、なんと言うんですか、そこにいらっしゃる皆さんとそういう約束事といたしますか、そういうことを結んでいただいて使用するというのがいいのかなというふうに思っております、町が、なんと言うんですか、指示によって出せっていうのではなくて、やはり善意で使わせてあげているということのほうがいいのかなというふうに私も思っているところでございます。

また、1日3リットルで3日間で9リットル、これを備蓄しておいていただきたいということを言っております。皆様方にもそのような形で9リットル3日分は確保しておいていただきたいというふうに町民の皆様には働きかけをしていきたいと思っておりますし、例の周防大島町で断水ありましたですね。あのときも問題になったんですが、重たい水を家庭まで持っていくのに大変だという話を聞きましたが、ただそこもやはり共助で、若い人たちがお手伝いしながら自宅まで運んでいっていただいたというようなこともニュースで私、見ましたので、やっぱりそのときはお互いに共助という形ですね、大変、こういう時ですので、その災害が起きたときって本当に皆さんもパニックになっている状態だろうと思いますので、そういうこともないようにですね、皆で日頃からどういう行動をしようねというのは考えていておいていただきたいし、町としても公助で一生懸命やることはやりますが、全て賄いきれるわけではありませんので、そこは共助、自助でやっていただくしか方法はないのではないかなというふうに思っておりますので、町民の皆様方と協力しながら災害対応をやっていくしかないというふうに私も思っております。

そのためには万全な体制をちゃんと整備しておく必要があるし、備蓄も大変必要だというふうに思っておりますので、それらにつきましては今後一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 防災協力井戸のことについて、私はその町の方にこういうもの

が防災協力井戸というやり方がありますよということを、例えば私は今移住してきて10年がたちます。どこのお家に井戸があるとか、昔から住んでいる人だったら知っていることかもしれないんですけど、やっぱり分からないという不安があります。もちろん私の家は海が近いので、津波の被害だったり受けるとすぐ逃げないといけない。でももし自宅がちゃんと残っていれば、何か協力できることはもちろん協力したいとは思いますが。ただここにあるよということを知る行動、例えば自治会を通じてだったり呼びかけるってゆうのを何かしてもらえると安心につながるっていうのを私が強く感じています。

今町長がおっしゃったみたいに、共に助ける、これは本当に大事になってくると思います。でもやっぱり一人一人が自分が逃げるところはここ、何か困ったらここに例えば井戸がある、避難所がある、やっぱり知っておくことが自分の命を守ることにつながるんじゃないか、そういうふうに思います。

2つ目の質問にいきます。上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設について。

昨年9月議会、12月議会と質問させていただきました上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について質問します。町長は能登半島地震をどう受け止めていますか。

2つ目、昨年より質問しております上関町の使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について、大きな被害を目の当たりにされて現時点ではどう考えていますか。

2011年3月11日、もうすぐ発生から13年目を迎える東日本大震災や熊本地震、能登半島地震などの大地震による被害がどんなものか私たちは見ました。実際被害に遭われている方の大変さも知りました。これから約30年以内に起こると予測される南海トラフ巨大地震など考えたくありませんが、ここ平生町も大きな被害を受けるかもしれません。

南海トラフ地震は太平洋沿岸域で、平生町も津波は2から3メートルと予測されています。しかし震度6弱以上の激しい揺れに襲われる確率が相対的に低い場所とされていた石川県能登で今回震度7です。平生町も確率が低い場所です。石川県能登半島の震源域の珠洲市には、関西電力と、中部電力が地元北陸電力と珠洲原発の計画がありました。1989年には関西電力が高谷地区での立地可能性調査を強行するが、市役所での座り込みや共有地主運動により、最終的に2003年に計画の凍結に追い込まれました。もしも珠洲原発が建設されて運転をしていたら、福島事故の二の舞になっていたことは明らかです。

また志賀町の志賀原発では、福島原発事故以来運転を中止していました。この地震で、変圧器の1万9,800リットルもの油漏れや、物上げ場に35センチの段差を生じるなどの被害はあったものの、幸い福島のような惨事に至らず済みました。しかし放射性物質を計測するモニタリングポストは、1月1日の地震発生直後には13か所、4日には最大18か所でデータが得られなくなっていました。原子力災害対策指針では、立地する市町村で震度6弱以上の地震が発生

した場合は、警戒事態に該当し、住民防護のための準備を開始するとされていますが、被災した志賀町などにその余力がなかったことは明らかです。

指針には、原発から5から30キロの緊急防災計画を準備する区域UPZでは原則屋内退避とされ、平常時の約1万倍の放射線量が一定時間継続して初めて避難指示が出されることになっている。ところが、能登地震では肝心のモニタリングポストが一時期18か所で欠測になり、屋内退避などできないこと、道路が通行不能になり避難したくても避難できないことも改めて明らかとなった。朝日新聞では志賀原発の30キロ圏内で最大8地区、約400人が8日間孤立状態になったと報じています。原子力防災が成り立たなかったことを実証しています。事故が起きていたら避難はほぼできない状態だったと考えると、原子力施設の危険性との共存は選択肢としてあり得ないと痛感しました。

上関町の原子力発電所計画、使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画を、隣町のことから口を出せないとしていてよいのでしょうか。昨年12月定例会での質問に、町長が、中国電力からの説明に対して、現状としては町民の中には不安であったり懸念であったり、様々な背景を含めて不信感があるということをお伝えし、ぜひ住民の声にしっかり向き合ってもらいたいと強く要請をし、町民や議会に対して丁寧に説明するよう責任ある対応を求めたいと答弁いただきました。そして2月5日、平生町議会へも中国電力から説明がありました。私は幾つか中国電力の担当の方に質問させていただきましたが、残念ながら安心を得られるものではありませんでした。同じような説明内容では町民の方も不安が募るだけだと感じました。

質問の3つ目、事業者以外から使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について危険であると問題点を指摘している方々から話を聞くことについて、今はどうなっていますか。

4つ目、国策である原子力発電施設及び関連施設の計画の遂行について、立地自治体だけでなく原子力防災のリスクを抱える半径30キロ圏内の自治体の合意が必要であるということを県や国へ要望する考えがあるかお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 初めに、元旦に発生いたしました能登半島地震において、亡くなられた方に対し哀悼の意を表するとともに、被災した方々に対しお見舞いを申し上げます。今回の震災で、大災害はいつどこで起こるか誰にも分からないということを改めて強く感じております。発災当初、輪島市からの要請に応え、本町から災害応急用食料6,000食分の支援を行ったところでございます。発災から2か月が経過した現在でも、一部地域では断水が続き、いまだに多くの方々が避難生活を余儀なくされておりますが、仮設住宅の建築が徐々に進み、生活再建のフェーズへと移行してきているものと承知をいたしております。この能登半島地震に際しましては、南海トラフ地震の発生が予想される中、本町にとっても他人事ではなく、今できる万全な体制を

整えて大規模災害に備えていかなければならないと決意を新たにしたところでございます。

大地震による原子力関連施設の被災については、東日本大震災の福島第一原子力発電所の事故が記憶に新しいところです。今回の地震に際しましても、志賀原子力発電所で燃料プールの冷却用ポンプの一時停止などの被害があったことが発表されております。今後発生が予想される南海トラフ地震が中間貯蔵施設にどのように影響するのかは現時点では分かっておりません。現在は中間貯蔵施設が上関町に立地できるかどうかの可能性に関する調査が行われている段階でありますので、調査の結果、仮に立地が可能という判断となり、建設に向けた計画が具体的に示される中で、施設の安全性、想定される被害等が明らかになってくるものではないかと考えております。それらの詳細等が明らかになった段階で、建設後の地震対策等について考えていくことになるかと認識をしております。国や電力事業者におかれては、原子力関連施設における事故の発生防止は無論のこと、安全安心が確保されていると全ての国民が実感できるよう、責任ある対応と、備えをしていただく必要があると改めて感じております。

いずれにいたしましても、今後の動向を見極めながら、住民の皆さんの安全安心を第一に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

中国電力が昨年8月2日に原子力発電所から出る使用済み核燃料を一時保管する中間貯蔵施設の建設に向けた立地可能性調査の申入れを上関町に対して行われて以来、今日まで様々な動きがございましたのは議員御承知のとおりでございます。上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設の建設計画は、上関町だけでなく私たち周辺の自治体にとっても大きく関係するものであり、町民の皆様からも高い関心が寄せられ、安全性への様々な不安や懸念の声が寄せられました。本町といたしましても、中国電力には説明と責任ある対応を求めてきたところでございます。

中国電力からは、11月に周辺自治体の柳井市、周防大島町、田布施町そして本町にも中間貯蔵施設の調査検討に至った経緯、施設や調査の概要などについての説明がされました。説明を受けた後、私からは現状として、町民の皆様の中には不安や懸念等様々な背景を含めて不信感があるということをお伝えし、ぜひ住民の声にしっかり向き合っていただきたいと強く要請を行い、町民や議会に対しては丁寧な説明を行うよう、責任ある対応を求めたところでございます。

今年になり、中国電力は上関町周辺の4つの自治体の議会へ説明を行っており、平生町議会には2月5日に議員の皆様への説明が行われ、意見の交換も行われたと思っております。中間貯蔵施設の整備は、我が国全体のエネルギー政策の根幹に関わる事案でありますし、上関原子力発電計画や使用済み核燃料の再処理や最終処分といった計画の推進に当たっては、立地自治体だけでなく周辺自治体も含めて、その影響を受ける自治体への国や関係団体からの丁寧かつ慎重な対応をお願いしたいと考えております。しかしながら、現時点では中間貯蔵施設が上関町に立地できるかどうかの可能性に関する調査がなされている途中段階であり、立地自治体である上関町にお

いても、国による町民への説明など現時点には十分になされていない状況だと思います。

こうしたことから、今後の立地可能性調査の進捗状況等を注視し、柳井地区広域圏の柳井市、周防大島町、田布施町と連携し、首長会議を開催し、対応方針などについて協議をしているところでございます。

同会議においては、原議員から御質問の事業者以外からの情報収集について具体的な協議には至っていませんが、他方面からの情報収集や国や県への要望なども検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 今、その周辺自治体に関することなので住民の声にしっかり向き合ってもらいたいと、しっかりとした説明と責任ある対応をとということを、国や中国電力のほうに求めていただいている、そういうふうにも以前もそうでしたが今も御答弁いただいております。

2つ再質問させていただきます。

今、その1市3町の首長会議ではどんな話が進められているのでしょうか。

2つ目、原子力防災の面から考えて、立地自治体だけでの判断では住民の安全安心は守られないと考えます。1市3町の首長会議でも検討していただけていますか。

その2点お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今、その先ほど申しました柳井地区の首長会議をやっておりますが、今調査の段階でありまして、調査の段階の中でどういうことができるかということを今一生懸命考えておりまして、建設ができる、建設するということが決まったら、こちらとしてもそれまでにできる範囲でいろんなことを想定しながらですね、どういうことをやっていくかということも含めて、今検討しているところでございます。

それからもう1点は、何でしたっけ。（「同意ですね、同意」と呼ぶ者あり）同意につきましてはですね、何て言いますか、先ほども申しましたとおり、県、国のほうに要望する際に、できれば4市町でやっていきたいなと思いますので、これはいずれにしても首長会議で決定する事項ですので、私がとやかく言えませんが、その方向で検討するよう私も呼びかけをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 1市3町の首長会議でも、合意のことについても検討していた

だけの、またこういう意見が議会でも出たと伝えていただき、平生町に住む人だけではなく、住民の安全や安心を守っていただきたい、そう強くお願いしたいと思います。

3つ目の質問に移ります。中学校部活動の地域移行について。

令和4年12月に文部科学省から公表された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方などに関する総合的なガイドラインの中に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備とあり、その主な内容に、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進、平日の環境整備はできるところから、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携、地域移行に取り組みつつ、可能な限り早期の実験を目指すとあります。山口県も改革の方針として、令和5年10月に、令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間として、県内全ての市町において休日の学校部活動の地域連携または地域移行に向けた取組を実施、改革推進期間終了時期などに必要に応じて方針を見直すとあります。

現在の平生中学校の部活動の地域連携、地域移行の現状をお尋ねします。

2つ目に、この部活動の地域連携、地域移行について関係する子供たち、例えば小学校の5年生や6年生の児童とその保護者に向けての説明などがされていますか。また関係者、指導者となる方との協議が十分になされているかお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは学校部活動の地域移行についての御質問にお答えをいたします。

学校部活動は、教科集団とは異なる集団で、生徒の自主的、自発的な参加によりまして、また教育課程外ではございますけれども教育課程との関連を図りつつ、主として教員が指導を担う中で人間形成の機会や多様な生徒が活躍する場として大きな意義や役割をこれまで果たしてまいりました。

しかしながら、現在運動部活動8種目、文化部活動3種目で活動を行っている中学校でございますけれども、団体競技によっては平生中学校単独ではチームが組めず、近隣中学校との合同チームで大会に出場することがあり、少子化が進行する中では存続が厳しい状況の種目が増加してきて、今後生徒がスポーツ、文化芸術に親しむ機会が大きく減少してしまうことが予想されます。

加えて、教員の働き方改革に係る環境整備、これを進めていく必要もございまして、こうした学校部活動を取り巻く環境の変化に応じた新たな体制の構築、これは重要な課題であると認識しておりまして、町教委ではこれまで部活動の地域移行について議論を重ねてきているところでございます。

それでは、まず地域移行に向けたこれまでの状況、そして現状、そしてこれからの方向性につ

いて少し述べさせていただきます。

本町では、地域との連携・協働の中で地域とともにある学校づくりを進めておりますけれども、中学校では部活動指導員として地域の方に指導に入っていただくことを進めてきて、令和元年度の4名から今年度は運動部活動5種目、文化部活動2種目、これに合わせて13名とその数を増やしつつ、学校部活動の地域連携を進めてまいりました。

そして、令和3年度までは顧問と連携した指導とこのように位置づけていました部活動指導員ですが、令和4年度以降は主に部活動指導員が指導する部活動へ、さらには部活動指導員による単独指導へ、このようにその関わり方を移行させてまいりました。現在は主に部活動指導員による休日の単独指導を行っている運動部活動は3種目、その他の部活動指導員の配置の部活動にあっても、これまでの顧問との連携指導から部活動指導員が指導する場面の多い活動へと変化をしてくれています。

これからの学校部活動の地域移行に向けた方向性としては、まずは部活動指導員の適切な配置による休日の部活動指導員の単独指導を進めていく。このことから同時に地域移行後の体制として必要となります地域クラブ活動を統括する運営団体、そして個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体、この整備に取り組んでできる部活動種目から段階的に休日の活動を地域クラブ活動へ移行してまいりたい、このように考えて議論を進めているところでございます。

次に、その議論及び説明ということで、説明に係る状況ということでお答えをさせていただきます。

町教委では、令和3年5月からスポーツ協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員、部活動指導員、中学校等の代表者などによる平生町地域部活動検討委員会を立ち上げ、検討を進めています。検討委員会には、組織づくり部会と種目別検討部会、これを設けて継続的に協議を進めておりまして、令和5年度の今年度は検討委員会は2回、組織づくり部会は8回、種目別検討部会4回、これらの協議に加えまして柳井地域1市4町で2回、熊毛郡3町では国の地域クラブ活動アドバイザーを迎えたものも含めて3回の情報交換を行ってまいりました。

説明等については、県教委作成の保護者対象リーフレットをお届けすることに加え、令和4年7月には小学校5年生以上の児童生徒とその保護者、部活動指導員、中学校教員これを対象としたアンケートを行い、その年の広報ひらお11月号で地域移行の内容とアンケート結果をお知らせし、令和5年1月には町内企業に取組の概要資料をお配りし、またさらに3月には町内のスポーツ文化に係る活動団体を対象にしたアンケートを行いまして、今年度の第1回検討委員会に協議資料として報告をするなど、粘り強く取組を重ねているところでございまして、また来年度の中学校の新入生が部活動について不安になることのないように、現状をお知らせする資料を、これからございます1日入学の際に配布することについても現在予定をしているところでござい

ます。

また検討委員会では、現在今月末を目途に平生町新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針、この策定、そしてホームページでの公開を目指して検討を現在重ねているところでもございまして、これまでお答えしてまいりましたように検討委員会を中心に関係者等にあつては方向性の理解が進んでまいりましたが、今後はこの方向性の着実な取組を進めていかなければなりません。

着実な取組を進めるにあたりましては、特に地域移行を支える持続可能な運営体制、具体的には実施主体とそれを統括する運営団体の整備ということになろうかと思いますが、このことについてとても現在苦慮しつつ、これまで議論を重ねているところでございますけれども、町教委としては引き続き粘り強く部活動の地域移行に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） いろいろな形で、令和2年からずっと検討されてきているという流れが大きくわかりました。ありがとうございます。

私は再質問をさせていただきます。地域クラブ活動に移行した場合の家計所得による機会格差というのは生まれませんか。

2つ目は、現状では全学校の全競技の地域移行を受けられるような受皿は存在しないのではないか。アンケートをとって現状を把握されているとしても、それぞれの思いや現場の声を直接聞くことが協力も得やすいと考えますがなされていますか。

地域の大人の方の魅力を子供たちに感じてもらえる良い機会になると考えます。既存の部活動だけで考えるのではなく、地域の大人を生かした部活動も検討してはどうでしょうか。中学校の部活動では、令和3年度の調査で全国的にはサッカー、バスケットボール、野球、ソフトテニス、バレーボール、吹奏楽部、美術部などが人気だそうです。マイナーな部活では、ダンス部、アマチュア無線研究部、ロッククライミング部などがあり、伝統芸能部として地域のお祭りや伝統芸能を継承している部活も全国にあるそうです。

中学校での部活動を通じて生涯スポーツや生涯活動につなげていくことができると考えます。同じ町内に暮らしている大人の「好き」を感じることによって、町への愛着が湧き、自分の「好き」も大切にしていよと思えるのではないのでしょうか。人口が減少していく中で、自分らしくいられることは今以上に大切になってくると思います。大きな流れに合わせるばかりではなく、自分のことをよく知り、自分の在り方で過ごせることができるように環境を整えることはできないのでしょうか。子供たちや大人が諦めるのではなく、希望が持てるように運動部、文化部の差がなく、地域連携、地域移行ができるように、そして中学校での部活動を楽しみにしている子供たち

のためにもお願いはしたいと思います。

先ほどの3点お願いします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） はい、再質問にお答えさせていただきます。

最初は家庭所得のことで負担の割合等の検討はなされているのかという話でしたけれども、先ほど答弁の最後のほうでですね、今年度、今、地域クラブ活動の在り方等に関する方針を3月末を目途にですね、今策定やらホームページの公開を目指して検討を重ねているということを申しましたけれども、やはり平生町にあってですね、検討委員会の中では令和7年度末、ここら辺を1つの推進期間として強力に取り組んでいこうという方向を示させていただいておって、これからですね、その方針に基づいて、例えば先ほど申しました運営団体ですね、その運営団体を立ち上げようと思えばその団体の人材確保であるとか、またその団体を立ち上げるに当たっての準備委員会であるとか、その中では組織のことであるとか、そこで出てきますまた会費の設定のことであるとか、いろんなですね、ことがそこでまた課題に上がってこようかと思うんですね。

そしてもう1つ実施主体の問題もございます。実施主体も段階的にですね——この実施主体も作成していかなければならないんですけれども、そうしたことをやりながら財政管理といいますか、会費の徴収であるとか、指導者への謝金の問題であるとか、そういったことはそうした準備委員会やその運営団体をつくるに当たって、その準備をしていく段階にあって具体的に検討していかなければいけない、このようには思っているところでございます。

当然、活動会費とか費用負担の課題というのは最初から1つの大きな課題としては捉えておりますので、これからそういうことも検討が進められていくその1つのことになっていくんじゃないかと、このように思っているところでございます。

そしてまたですね、地域移行の受皿についての御質問だったと思います。現場の意見を聞いて本当「好き」をつなげるような子供たちのニーズに合ったような、そうした地域の受皿は実際のところないんじゃないか、このような御質問だったと思いますけれども、実は令和、アンケートを行いましたのは令和4年の7月に行っていますけれども、このアンケートの中では小学校5年生以上の子供たちにね、アンケートを取っているわけですが、子供たちのニーズ調査というのも中にしております。また詳しくはホームページだったかな、この内容を広報等でも公表していますので、また御覧いただけたらと思うんですが、当然その検討委員会の中ではこのアンケート結果のほうは考えながら、考慮に入れながらやっておりますので、ですから当然ですね、現部活動を行っている子供やこれからそこに中学校に入学していく子供たちにとっては、今のクラブがどうなっていく、今の部活動がですね、どうなっていくのかというのが重大な関心じゃないかと思うんですね。ですから、そういう意味で現状の部活動をまずは地域にどのようにしてい

くのか、このことは考えていかなければならないということで先ほどお話をしたところでございまして、子供たちのニーズのアンケートであるとかいうことも含めてこれまでも協議をしておりますし、また子供たちがそればかりの種目に、なんというかその一つの種目だけに関わる体制というんじゃなくて、時期に応じていろんな種目にも関わっていけるような形というのも考えなければいけないという意見も検討委員会の中では出ているということで、いろんな意味ですね、検討委員会の中でいろんな意見が出て、またこれから方針を策定し、また方針を策定してその方針に従ってやっていく上でも、またいろんな課題が出てくると思います。そうした中で、また今日の再質問の内容等についても踏まえて協議をさせていただけたらと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

.....

○議長（中村 武央君） それではただいまより休憩に入ります。再開を2時15分、14時15分といたします。

午後2時05分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） それでは通告のとおり質問させていただきます。

平生町のまちづくりについて、2点お伺いいたします。まちづくりには欠かせない町財源の確保についてですが、令和6年度の当初予算案では町税は0.2%減、依存財源の中のその他の区分では19.4%減になっており、また財政基金残高も前年度より52%の取り崩しとなっています。町税やその他の収入が減る中、持続可能な安定した町財源の確保が必要だと思います。そこで、町長は交付金のみならず安定した町財源の確保という面からどのようなお考え、またはビジョンをお持ちか、お伺いいたします。

2点目に、人口増に向けての取組についてお伺いいたします。安定した財源確保として企業誘致ということもありますが、なかなか厳しいところがあります。引き続き町としても働きかけをしていっていただきたいと思います。安定した財源には人口を増やすことが必要だと考えます。そのためには、近隣の市町にある企業への勤めの通勤圏内の方に住んでもらえるよう、生活環境、防災環境、教育環境を整え、付加価値のあるベッドタウンとして定住移住してもらえるよう整備して多くの人に移り住んでもらい、財源確保につなげていただきたいと思います。これらについてどのようにお考えか、町長さんにお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。予算編成に当たっては、国や県の補助事業の積極

的な導入を図るとともに特別交付税措置を活用した事業の展開、また今年度の償還に対して交付税措置がなされる有利な地方債を最大限に活用するほか、国等の外郭団体等による助成制度の活用などあらゆる財源確保を図り、将来負担の軽減に努めているところであります。非常に厳しい財政状況ではございますが、歳出の削減のみでは住民サービスの充実を図ることができないと考えており、財源の確保は最重要課題であると認識をいたしております。速攻性のある特定財源の確保等につきましては引き続き徹底していくと同時に、将来的に税収等の増加を見込むことができる施策を仕掛けることで将来に向けた安定的な財源の確保につなげ、住民の皆さんが安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、人口を増加させるためには様々な要素が関係してまいることから、本町においても人口増に向けて多方面にわたっての取組を進めております。移住定住に向けては、従来から主に若年層を対象として若者定住促進住宅事業や結婚新生活応援事業などの「アイ・ラブ・ひらお定住プロジェクト」を推進してきたところでございます。

企業誘致につきましてはこれまでも申し上げてきたとおり、本町には広大な工業用地もなく、物流に求められる高速道路とのアクセスの悪さや工業用水確保の困難さから、議員御指摘のように難しいというのが実情ですので、県と協力しながら本町の持つ特性を生かした企業の誘致活動について引き続き行ってまいりたいと考えております。

生活面につきましては、安全で健康的な意味での生活環境の価値は豊かな自然の中で安心して暮らせる生活そのものであることから、本町としては様々な取組の中、例えば環境美化、環境保全として住民全体の清掃活動支援や空き家対策を進めること等により住民と一体となって生活環境面での付加価値を高めていきたいと考えております。

防災面では、新年度においてはハザードマップの作成や防災公園の設置に向けて検討を始めたと思います。

子育て面につきましては、令和5年から18歳までの全ての子供の医療費を無償化するとともに保育園においては待機児童ゼロを実現しております。

教育面につきましては、家庭教育支援チームによる取組や地域ボランティアによる学校支援、中高生ボランティアなど地域と連携した特色ある学校づくり、学校を核とした地域づくりは本町の大きな魅力と考えております。

移り住んで定住してもらうためには、町の魅力を高めることが大切であると認識しております。本町の第五次総合計画の将来像では、「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」としてありますが、魅力あるまちづくりは住民が幸せを感じることで作られていくと考えます。イタリアーノひらおプロモーション事業やまちづくりセミナーの開催など住民の主体性を引き出すことで、住民が幸せを感じることでできるまちづくりを進めてまいります。

本町としましては、こうした多方面にわたる取組を総合的に進めてまいりたいと思いますし、イタリアーノひらおというブランドを活用しながら、広く町内外にPRしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） いろいろ手がけて魅力ある平生まちづくりを進めておられますが、移住者を増やすに当たって当町は水道料金が低いとも言われている問題点があります。しかし、それ以上の付加価値を生み出して、何としてでも多くの方に住んでいただける取組が必要だと思います。平生町の自然環境は素晴らしいもので生活の利便性などを高めていき、なおかつ企業などに対してPRをしっかりとしていくというのは、企業に対して通勤範囲に住んでいただけるというところのPRをしていただきたらと思いますがいかがでしょうか。お聞きします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 企業ですけど、なかなか先ほども申し上げましたとおり、平生町には工業用の土地が今のところそんなにない状況です。それと先ほども言いましたとおり工業用水も来ておりません。したがってなかなか企業が活動するということは難しい条件はそろっているのが平生町でありまして、そうは言っても水を使わない、もしくはそういう土地もそんなにいらないというような企業はないことはないと思うんです。サテライトオフィスでも、来年度予算にも入れておりますけども、こういう形ですね、企業誘致をしていくしか方法はないのかなと思ってますし、先日、私、永大産業さんのところに、大阪に行ってまいりました。社長さんとよく話をしまして、今後も平生町で製造業を頑張っていただきたいということと、例の国際貿易港についてもお話しさせていただいて、今後はよく分かりましたということで、これ以上大きくするのは難しいかもしれないけど、今のを維持していくことにはぜひしたいというようなことを言っておられましたし、また平生町といろんな面で協力し合っていきたいということも言っていただきました。本当に率直に社長さんと話をさせていただきましたので、これから一緒になって平生町を盛り上げていきましょうねということでお話が進んだわけでございます。

確かに、いろんな企業さんのところにお話しに行くというのは必要じゃないかなというふうに思っておりますので、今後それを続けながらですね、平生町に少しでも誘致してくれる会社が出てくるように、一生懸命私も首長としてやっていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

午後2時26分休憩

午後2時26分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） 企業誘致も難しいということでございますが、近隣の柳井市、光市、下松あたりからの通勤圏内だと思いますので、そちらの企業のほうにもぜひPRに伺っていただきたいと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは2問目の質問に入ります。

救急車の出動について伺います。当町では令和6年度基本的な考えの重点事項として、緊急医療体制の充実、安心して医療を受けることができる体制とされています町の事業に救急センター事業があり、県及び15市町が連携し、7119事業に、これは医療相談や受診可能な医療機関の案内を行う相談窓口設置を行うことにより、救急車の適正利用、住民の不安軽減を図る事業も組み込まれています。現在、救急車の相談窓口もあり救急車もすぐに来ていただいております。とても安心しています。ですが患者さんが救急車に乗ってから病院への受入先の調整に、その場で20分から30分以上時間がかかっているようです。それからまた病院の移動にさらに時間がかかっています。救急車が出動してから病院へ行くまで実際どれくらい時間がかかっているのか、また消防署と医療機関とどのような決め事になっているのでしょうか。命に関わることでですので救急車の初動体制の見直しをしていただきたいと思います。例えば、消防署を出動した時点で並行して受入先を確認するなど、効率的に患者さんを病院へ送り届けるシステムの見直しなどができるのではないかと思います。その点について町長さんはどのようにお考えになりますでしょうか、伺います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 答えいたします。柳井地区広域消防組合管内における令和5年の救急発生件数出動回数は4,029件、搬送件数は3,483件であり、本町の救急発生件数出動回数は555件、搬送件数は470件であります。平生町に出動した救急車が現場に到着する平均時間は約10分、搬送先の医療機関へ到着する平均時間は約45分であります。現場におきまして消防隊員がその状況に応じてあらゆる情報を駆使し任務に当たっておりますが、患者の症状により専門外、設備の不足、人材不足、緊急案件が重なっているなどの理由から処置が困難であるという事案があり、受入先の医療機関との間で調整に時間がかかっていることは承知をいたしております。

住民が安心して生活できる地域医療のさらなる充実に向けて、救急の初動体制の見直しや医療機関とのスムーズな調整など適切な医療を受けられる緊急医療体制の確保につきまして、県や医

療機関等の関係機関に要望等を届けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） 症状を見ないと救急医療機関が決められないという救急隊員のお話がありますが、柳井地区広域の医療機関のリストを見ますと周東病院ではいろいろな傷病の患者も受入れが可能になっているようです。毎日のように救急車は出動していますので、事前に医療機関と先生等の情報を確認しあって、少しでも早く病院行き先が決められるような体制をしていただき、住民が安心して暮らせるように見直しをしていただき強く要望して、質問を終わりたいします。よろしくお願いいたします。

.....

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） それでは通告しています人口定住施策について質問いたします。

本町の人口は、第五次平生町総合計画によりますと1985年を頂点に減少に転じています。社会動態では2001年まで転入数が転出数を上回っていましたが、その後はおおむね転出数が転入数を上回る社会減で推移しています。自然動態でも2000年以降一貫して出生数が死亡数を下回る自然減で推移しています。そうした厳しい状況の中で、少しでも多くの人に移住してもらおうということで、たくさんの取組を重ねてこられました。先ほど町長さんがおっしゃっていたように、本当にたくさんのいろんな事業をしてきています。効果はどうであったのでしょうか。まず検証結果を報告ください。

次に、今後の取組方針についてお伺いします。昨年に国立社会保障・人口問題研究所がこれから日本の人口推計を公表いたしました。国全体では2050年の人口は2020年に比べて2,146万人減少、1億468万人と推計しています。山口県では2020年134万2,000人の人口でしたが、2050年には100万を割って92万4,000人となる推計値でした。減少率は31.0%で、中国5県で唯一30%を超えている悪い数値となっています。これに対して村岡知事は、大変な危機感を持っている。若者や女性のニーズを踏まえ、実行ある取組を新年度に向けて展開したいと述べておられます。

平生町の現状はといいますと、2020年の国勢調査の実績値は1万1,914人です。2050年には6,667人と推計されています。第五次総合計画では将来展望人口として2060年に7,909人の確保を目指しています。2050年の推計値が6,667人ですから2060年の7,909人は残念ながら実現性の低い数値と言わざるを得ません。この現状を考えますと、行政の考え以上に減少のスピードが速くなっています。東京以外はどこでも人口

減少に悩んでいるのです。他の自治体の人口を奪い合いすることに力を注ぐより、現状に適した施策に転換する時期に来ていると思います。

令和6年度のテーマである「ひとが輝き続ける魅力あふれるまちづくり」、これに対して町長は明確なビジョンと周到な戦略を持っておられることと思います。町長の今後の取組方針を質問いたします。

以上2つ、これまでの人口定住施策の検証と今後の取組方針をまず質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。本町では「アイ・ラブ・ひらお定住プロジェクト」として若者定住促進住宅事業、空き家バンク事業、新婚新生活応援事業、企業支援事業などの事業を行い、町外から本町へ移住定住する取組を行っております。直近5年間における転入者数は1,689人で、そのうち同プロジェクトによる転入者数は201人となっております。率にして12%であり、一定程度の効果があったと考えております。

それから今後でございますが、山口県人口移動統計調査によると、平生町の人口は令和6年2月1日現在で男性5,236人、女性5,944人、合計で1万1,180人となっております。国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計によると、2050年には6,667人とほぼ半減する予測となっております。

本町では、今年度からイタリアーノひらおシティプロモーション事業として、住民の町への愛着度を高め、町の魅力を向上させ、その魅力を町内外に発信する関係人口創出事業等を実施し、オンラインイベント、現地ツアー、メルカート等の取組を行ってまいりました。現在お住まいの町民の皆様の幸福度、満足度を上げることができれば、自らが自分の住んでいるこの平生町を他地域の人にも紹介し、町の魅力を発信できることから町の魅力の向上につながると考えております。町外への認知度向上と魅力の発信のため、積極的なPRを行うためのコンテンツとしてメルカートを開催しております。メルカートの実施に当たっては、企画から運営全てにおいて住民の方に参画していただいております。開催する側も参加する側も住民の方の手によって行われることで、町への満足度が向上されると考えております。今後においても住民の主体性を促進し、持続可能なイベントとして定着するよう努めてまいります。

また、町内向けには、まちづくりセミナーを開催し、先進地事例を聞き、自分たちにできること、自分たちのやってみたいこと等を考える場づくり、関係づくりに努めており、セミナーを通じて参加者の幸福度を上げていく取組を行っております。今後もメルカートやまちづくりセミナーを開催することにより、住民満足度、幸福度の向上に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（１２番 細田留美子さん） 住民の満足度、幸福度を上げることによって、それを見た周辺の皆さんが平生町に引っ越してくれるかもしれない。また町外に出た子供たちが帰ってくるかもしれない。とても大事なことだとは思いますが。ただ人口減は残念ながら続いています。先ほど一定の効果があつた２０１人転入してきたというお話もございました。でも人口減にストップはかかっていない、残念ながら。そうしながら、人口減少問題に対応するには緩和策と適応策の２つの視点が必要だと言われています。

今は、一応緩和策のほうを話されていたのですが、適応策がこれから必要になってくる時代ではないかと思います。人口減少はマイナスばかりではなくプラスの面もあり、それをどこまで行政の力で引き出せるか試されていると思います。人口減少は続いているけれど、活気あるまちづくりに何が必要でしょうか。町長のお考えをお伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 活気あるまちづくりでございますけど、人口減というのはこれもう全国で減っているわけございまして、平生町だけが減っている状況ではない。ただそれをどれだけ食い止めるかというのが平生町がやらなきゃいけないことだろうと思います。

先ほど言いましたメルカートについてもですね、これを住民たちが自分たちで開催することですので、これが平生町だけじゃなくて、こんなのをやっているんだということで柳井市とか田布施町とか上関町から来ていただくというふうになってくればですね、平生町もなかなか面白いことをやっているとか楽しかったねというようなことにつながれば、ひょっとしたら平生町に住もうかという人が増えてくる可能性もあるんじゃないかなというふうに思っていますし、また尾国でライブハウスといいますかやっておられるイマジンオーシャンさんですね、あそこもいろんな活動をされておりまして、町民の人たちともいろんなそういうにぎわいをつくったりしておられますし、この間はそのときに輪島にぜひとも持っていってくれというカンパといいますか、支援金をいただきまして、今度行くときに持っていこうかなというふうに思っております。

また、そこにはゲストハウスもありまして、なんかどうもいつも満員だという話を聞いております。海外の方がたくさん来られているという話も聞きました。それと今度３月末に佐賀のところの海の近くにサウナとトレーラーハウス等も置いてですね、そういう観光にやっているところができるそうございまして、これも一つの観光になっていただければありがたいというふうに思ってますし、トレーラーハウスもつくるということでございますので、泊まれる客も出てくるんじゃないかなというふうな形で、本当大きなこれはといったようなもの、平生町もともと小さい町ですから、大きな観光地として使おう、作ろうというようなことはちょっともう財政的に無理ですので、そういうところからですね、民間でやっていただくというようなこともぜひと

もお願いしながらですね、町としてできることはそれにもやっていきたいなというふうに思っております。

先ほどすみません、尾国でやっているのはイマジン・ウエスト・オーシャンズというところだそうです。すみません、間違えまして。そういうことで観光ができるような場所がどんどん増えてくればですね、自然と人も集まってくるし、定住したいとか移住したいという方も増えてくるんじゃないかなというふうに期待をしてるところでございまして、これからいろんな面で平生町としてできることはやっていこうかなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 今、佐賀のほうできらりと光る企業といいますか、そういったものが2か所あるというお話を聞きました。とても心強く思っております。またそういったことをしっかり外に発信をしていただきたい。小田切先生という明治大学の教授がいらっしゃるんですけど、その方がにぎかな過疎をどう作るかというお話をされています。その中で人材育成、地域の核となる経済活動の核となる人材の発掘と育成、そして関係人口と地域住民が交流することで新たな価値を生み出し、地域社会に大きな変化をもたらす。今言われたことがまさにそういったことだと思います。あと、地域運営組織の活動の活発化を導く、行政を挙げて応援するということが重要な要素だと話されています。これは平生町においてはコミュニティ協議会が特に取り組んでいると思います。住民の居場所と出番を作ることで人が輝き続ける地域、それが魅力あふれるまちづくりにつながると考えています。町長には人口減少に耐えられる地域づくり、持続可能な地域社会を作るために町長としての覚悟を持って町政の運営に当たっていかれることを願って、この質問といたします。

最後に1つだけ、住民の居場所と出番——今回コロナ禍で出番と居場所がかなりなくなっています。社会教育の場がかなり狭くなっております。この中でどう行政を挙げて住民の目の輝きを取り戻すというか、いろんな活動に支援していくかが今大きな課題だと私は考えております。今回もいろんな形で予算組みの中に入っています。しっかり町長を頭として、職員の皆さんが地域に入って、地域の人と信頼関係を持ちながらいろんな活動に参加していただいて、行政としてプッシュしていただく。そういった地域づくりが求められていると思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 確かにおっしゃるとおり、居場所がなかったというのは確かにコロナですね、ほとんど行事もやれていなかったという状況だったので、これから今年度からですけど、

来年度もコロナももうなんとなく少し収まったのかなというような気にもなっておりますので、いろんな行事はやっていきたいなというふうに思っておりますし、メルカートが特に、先ほどから言いましたとおり、自分たちで発案していろんなものを、地元のを売る場所なんですね。そこに来られた方は、結構皆さんお久しぶりですねというような形で、そういう交流をやっておられるんです。だから本当に居場所として、そういうところができることが私は一番いいのかなというふうに思っておりますし、また町内の方にも町内でどんなものを作っているんだというのにも興味を持っていただければありがたいし、町内にも先ほどからの話もあるように、企業は結構あるんですが、大企業というのがございません。したがってそこを勤めるといいますか、高校卒業したり大学卒業しても、そこの企業で働きたいというような、なんというんですかね、大企業ならすぐに人手はたまるんでしょうけど、やっぱり小さな企業であれば幾ら募集してもなかなか来てくれないというような話も聞いておりますのでですね、そういう働き場所がさっき言ったような、先ほど2か所言いましたけど、そういうようなものができるなら、そこに従業員として働いてもらうというようなことができれば活性化があるんじゃないかなというふうに思っております。

確かに都会といいますか、平生町ではないところからいらっしゃる方のお話を聞くというのは本当に交流になりますし、私も過疎地域にいたとき、先ほど言われた先生は過疎の先生だったんでよくお話をさせてもらったんですけど、私も過疎にいたときに過疎地域が活発にやっているところというのを視察に随分訪れました。やっぱりですね、核になる人が必ずいらっしゃるんです。そういう過疎地でありながらもこうやっていこうというような、こういうふうなのをやろうとする本当に核になる方がいらっしゃって、その人が船頭的にみんなを巻き込んで過疎地の中でも活発にやられているというようなのを見てきましたけど、本当に確かにどこに行っても核になる人がいらっしゃるんですね。それはもちろん住民もいらっしゃるし、外から来る方もいらっしゃるし、また町の役場の職員というのもあります。いろんなパターンはあるんですけど、とにかく核になる人間というのを作っていく、平生町の中に作っていく必要があるというふうに私は思っておりますので、そうやって活性化していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） ありがとうございます。まだまだ質問したいところですけども、3回目が済みましたので次の質問に入ります。

それでは、次に災害対策について質問いたします。これについては先に2人の議員から質問がありました。なるべく重ならないように、また深化した質問になるように気をつけます。

能登半島地震を受けて、県は今月4日に有識者による検討委員会を設置しました。2014年

に発表した南海トラフの被害想定を見直す方針を明らかにしました。市町と連携して防災・減災対策を充実させ、南海トラフ巨大地震などへの備えを強化する考えです。平生町では近年幸いにも大きな災害が起きていません。しかし最近の日本列島の様子を見ますと安心してはいられません。住民の生命と財産を守るために平生町地域防災計画も立てられているところです。とても立派なものできております。大変ですよ、ほんとに。大変力を入れてつくられたと思います。

また、昨年より地域防災マネージャーという心強い役職の方が総務課に配属されました。その活躍に期待を寄せているのですが、残念なことに住民の皆さんにあまり知られていません。これからの活動予定、先ほど二、三おっしゃっていましたが、それをお聞きます。

次に、今回の予算案にドローンの購入が予定されていますが、災害に強いまちづくりのために情報通信技術の活用は不可欠です。これからの活用方針を質問いたします。

そして今月4日の新聞によりますと、内閣府は今回の能登半島でも女性の視点が活かされていないとして、自治体ごとに女性や乳幼児向けの物資の備蓄状況等を調査するとしています。災害時には粉ミルクより液体ミルクをとという災害時に強い要望を持ったお母さん方の要請があり、日本でも液体ミルクが販売されるようになりました。このように日々備蓄のものも進化しております。平生町の備蓄状況をお尋ねいたします。

また、避難所へのペット同伴が予想される昨今です。町としての考えをお聞きいたします。

最後に、自助、共助への取組についていたします。先ほど教育長も生徒に対しての自助、共助の話をされておりました。災害時に命を守るための知識と訓練が大きな力となります。共助においては、コロナ禍で地域の絆が弱くなっています。そうした現状の中、住民一人一人に対する啓発や訓練がとても大事になっていくと思います。その取組はどのように考えておられるのか質問いたします。

以上、大きく3つについてお答えください。

○議長（中村 武央君） 申し訳ございません。ここで休憩をいたします。

再開を3時10分、15時10分といたします。

午後2時57分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。元旦に発生しました能登半島地震をはじめ、近年全国各地で大規模自然災害が頻発するとともに、予測を超える事態も発生しています。このような災害は今後も、いつどこにでも起こり得るものとして、自治体における災害対応能力の向上を

図る必要があります、防災危機管理分野の知識や経験等を有する専門職員の確保、育成が急務となっております。

しかしながら、かねてより本町では防災危機管理分野でのキャリアパスが確立しておらず、防災危機管理業務も兼務で行っているほか、人事異動により数年で交代するなど、専門職員としての知識、経験を積み重ね育成することが難しい体制にあります。そのため、昨年10月1日付で防災危機管理に関する知識や経験を有する即戦力として内閣府が定める地域防災マネージャーを任用し、段階的に高いレベルで防災危機管理対応が行えるよう、防災体制のさらなる充実及び人材の補完を図ったところでございます。

来年度には、近い将来必ず発生すると言われております南海トラフ巨大地震に備え、職員を対象とした震災対応防災訓練を全庁的に実施するための事業費を予算化し、地域防災マネージャーが主体となって、災害対応ノウハウが不足している町職員全体の基本スキルの養成と横断的な防災体制の組織力向上を図っていくこととしております。

また、出前講座などにより地域防災マネージャーが地域に出向き、災害図上訓練や避難所運営ゲームといった手法を活用した図上訓練を行うことにより、地域住民の防災への理解を含めていくほか、地域で実施する防災訓練のサポートなど、地域と連携した取組を行ってまいります。

現在、山口県下では、1県7市2町が地域防災マネージャーを任用している状況ですが、本町においても災害に対する備えの充実に豊かな知識と経験に基づいた地域防災マネージャーの的確な指示により、共に災害対応にあたる姿勢が定着してきております。今後も先進事例などに学びながら、職員の資質向上を図りつつ本町の防災力を高めてまいります。

平成7年に発生しました阪神淡路大震災では、災害体制が十分でなかったと言われておりますが、日本の防災対策は大規模災害が起こるたびに進歩していると言えます。本町では新たな災害対策として、来年度に消防団ヘドローンを導入し、操縦士の育成を計画しており、有事の際には、映像伝送機能により現場での状況把握やより効果的な救助につながることを期待できます。ドローンの運用が軌道に乗りましたら、今後はより効果的な救助活動が実施できるよう、悪天候に強く赤外線センサー等を搭載した搜索活動に特化したドローンの導入についても検討をしてまいりたいと考えております。

防災備蓄品については、これまでの震災等を踏まえ様々に進化をしています。非常用食品も現在はレトルト食品を備蓄しております。議員お尋ねの乳幼児用ミルクは、平成30年8月の法改正により液体ミルクを製造、販売することが可能となりました。ネックであった賞味期限も、粉ミルクと同等の18か月まで延ばした商品も開発されておりますが、それでも保存食としては短いことから備蓄はしておりません。マックスバリュとの災害協定により調達が可能となっておりますが、今後も引き続き災害協定の拡充を図ってまいります。

また、発災から数日間分の食料、水、薬、身の回りの必需品等については住民の皆様にも御家庭での備蓄を推進してまいります。今回の能登半島地震ではプッシュ式の支援により、食料品等は早い段階で支給支援が届けられておりましたが、水道管の破損によりトイレが大きな課題として報道されていました。災害関連死を防止するためにも衛生的にトイレを使用できる環境を整備することは、最重要項目であると考えております。来年度の予算においても衛生的に使用でき、臭い対策もできるラップ式の災害用トイレの導入を予定しており、今後も計画的に整備していく予定です。

また、被災地で報道されておりました全国の自治体から派遣されたトレーラー式のトイレについても将来の導入の可能性を考慮し、情報収集を行っています。日本各地のトイレトレーラーを保有する自治体が、一般社団法人助けあいジャパンが実施する災害用トイレネットワークと協定を結び、参加自治体が被災した場合に全国から駆けつけるもので、参加自治体の住民にトイレは我慢させないを目標に活動の輪を広げているものです。能登半島地震以来、多くの自治体から問合せが入っていると伺っております。トイレの問題は災害関連死や人間の尊厳に関わってくることから、技術の進歩を踏まえ、適切な装備で充実させていきたいと考えております。

また、本町の避難所でのペットの受入れについては、平生町避難所運営マニュアルに記載しておりますとおり、犬や猫等のペットを避難所の室内に入れることは禁止しています。大型動物や危険動物については、屋外であっても避難所の受入れは行っておりません。避難所ではペットを同行避難を受け入れられるだけのスペースを確保することが難しいのが現状です。避難スペースについては、県が締結しております九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定により、ゲージ等の提供やペットの保護及び収容等を県へ要請することも考えられますが、発災当初においては多くの避難者が共同生活を送ることになるため、飼い主自らが責任と自覚を持ち日頃から災害に対する備えが必要となります。そのため、環境省が作成しております災害時におけるペットの救護対策ガイドラインにより、平時から飼い主への啓発を行うなど被災者が安心して安全に避難できるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 失礼しました。答弁が1つ抜けておりました。

大規模な災害が発生した場合は、復旧、復興の段階に至るまで、様々な分野、職種で人的支援が必要となり、町職員の限られたマンパワーで全ての被災者を迅速に支援することは難しいと考えられます。特に避難所運営や罹災証明書の発行などの業務に人員が奪われ、復旧、復興対応に遅れが生じる要因となっています。避難所運営においては地域の連携、協働により、地域住民が地域主導で自主的な避難所運営に携わることで、町職員が早期に復旧、復興業務に移行できるも

のと考えられます。

そのため、平成30年には山口県が地域住民による自主的な避難所運営ガイドラインを作成されております。内容につきましては避難所運営に携わる自主防災組織などの地域住民と施設管理者等が避難所のレイアウトや運営方法等について話し合い、地域に特化した避難所運営手引きを作成するものです。現在では、県に登録されております防災に関する指導、助言を行えるスキルとノウハウを備えた自主防災アドバイザーにより作成支援が行われており、これまで、宇佐木地域交流センターと平生町体育館において、避難所運営手引きを作成しております。現在、多くの自治会において自主防災組織を編成いただいておりますが、町といたしましては将来的に避難所運営については、避難された地域住民が主体となってその運営を行っていただきたいと考えております。そのためには、自主防災組織の皆さんが何をしなければならないかを、自主防災アドバイザーの支援もいただきながら、御理解いただくよう努めてまいりたいと考えております。

また、備蓄品につきましては、平常時から災害に備え、各家庭や事業所等において、最低3日分以上の食料と飲料水、生活必需品の備蓄及び避難した場合の最初の1日をしのぐための非常持出品の準備をしていただくようお願いしております。災害が発生した際は自分の命は自分で守る、自助の考えが防災の基本です。町が行う公助には限界がありますので、家庭での備蓄を積極的に進めていただき、災害に備えていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） まず、プロフェッショナルである地域防災マネージャーの吉川さんのお話なんですけれど、今まで平生の広報には、例えば地域おこし協力隊にはコーナーがございました。こういった感じで、防災に対するコーナーを吉川さんにしてもらおうというのも一つの方法だと思います。これも考えていただきたい。災害派遣で今回、平生町からも若い職員が1人行かれます。肌で地域のことを感じてほしいと、先ほど行政報告の中でおっしゃっていました。吉川さんをそういった派遣するということはお考えになられませんでしたか。今回、レトルトの食品を6,000食送っておられますよね。その時に、前輪島市長と仲がいいとおっしゃっていましたので、そういった機会を利用して、この地域防災マネージャーを派遣して、現場を肌で感じてもらう、そういったお考えはございませんでしたか。やっぱり現場に行くと肌で感じるということは、あとの報告にすごい力と重みとそういったものを与えますので、それを考えていただきたいなと思っております。まだ今からいろいろあるでしょうから。今回は、特に職員を中心に地域防災マネージャーの研修を受けるということでした。マンパワーが充実するということはとても大事なことで、そのあたりもしっかりと期待しております。

また、地域にも出てこられるというお話でしたので、このマネージャーを中心に地域の防災力

を高めるメニュー、みんなが参加したくなるような楽しい企画、防災ピクニックなど、ああいったものも考えていただけたらと思います。せっかくこういった専門職の方がいらっしゃる、全国でもそんなにいないという取組ですので、そのあたりも住民の皆さんにしっかりPRしていただきたいと思います。

今、地域の絆がどんどん低くなっていますので、弱くなっていますので、防災を中心にそういった絆をまた深めてもらうという取組もしっかりしていただけたらと思います。デジタルの活用については、例えばさっき自主避難所をどうかという話もございましたけれど、その自主、そういった場所をどう特定していくか、また必要なものをどういうふうに関情報を集めていくか、そういったところにもデジタルの活用が非常に考えられるのではないかと思いますので、自主避難所を探すとか、今どういう状況になっているというのを、どんなものが必要だというのも情報収集ができればいいんじゃないかなと思います。

乳幼児のお話なんですけれど、先ほどマックスバリュと提携しているというお話がございました。小さな子供を連れてお母さん方が緊急時に逃げるとするのは、なかなか荷物が持って出れないかもしれない。そういったときに、避難所に行って食べるものがない。大人はまだ我慢できます、大丈夫です。子供、そして乳児なんかは本当に命に関わる問題です。今、平生町でも、そういった子供たちに対する温かい支援、妊産婦に対する温かい支援もいろいろとやられています。その中のメニューの一つに入れていただけたらなという思いがあります。ただ、平生町も財政的なものもありますし、人的なマンパワーの不足もありますし、いろいろとありますが、どこを中心に持っていくかなという形のことを考えていただきたいと思います。

今、トイレの話とか食料の話とかございましたけれど、避難所運営にはトイレとそれから食べ物と、もう一つベッド。今回コロナ騒動で、結構細菌とか病原菌とか、そういったものに床に寝てるとさらされる。ベッドだと半分以下になる、その危険度がね、というデータも出てますので、平生町もベッドが幾つか、ダンボールベッドがありますけれど、あと間仕切りなんかも用意していますけれど、そのあたりもしっかりと考えていただきたいと思います。避難所に一番必要なのは水も含めて食料と寝場所とそれからトイレ、これを特に中心に考えていただけたらと思います。

あとはペットのことについてはなかなか難しい。だから、ペットを連れている人は車中泊をなさる方が多いという話も聞いています。車中泊のできる場所はどこにありますよというところのお知らせをするとか、そういった取組も考えられたらと思います。防災公園なんかもそういった駐車場が整備されるのかなと思いますし。

この前、岩国で防災公園を見てきました。防災士の勉強会があったので、それが消防署のすぐ隣に防災公園が岩国のね——ありますので、マンホールトイレとか何かあったときに、この柱に物をかけて1つの部屋にするとか、その下のほうにいろんな備品が置いてあるとかいうのも見て

きました。お金のかかることじゃけえ岩国はいろいろとあつてできたでしょうけれど、平生町で
どういうふうにしていくかなという思いも感じました。

あと自助、共助の話なんですけれど、いざ災害のときに職員は職員でないとできない仕事がたくさん
ございます。そこに注力していただくためにも避難所運営——先ほどおっしゃってました
けど避難所運営を地域の人にやってもらう。そのためにも日頃からこういったことは地域でやっ
てね、行政の力はそこまで及ばないので、すまんが地域でやってねという形で、いろんなメニ
ュー、これとこれとこれを地域の人で分担してやれんかねという感じの投げかけと啓発、訓練も
含めて日常的にそれを取り組めば、いざ災害のときに住民の力が役に立つ、住民の力が頼れる力
になると考えますけれど、そのあたりについてどういうふうにお考えでしょうか、お願いいたし
ます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 一度にたくさん言われたので、回答が漏れるかもしれませんので、その
ときは言っていただけだと思います。

まず、防災マネージャー、広報にという話ですが、それはちょっと検討はさせていただきます。

それからなぜ防災マネージャーを派遣しなかったのかというのは防災マネージャーが派遣した
間に平生町で何か起きたら、それは誰がその防災をするのかということになりますので、当然こ
こにいていただきたいということと、防衛省にいらっしゃったので、そういう派遣地には行かれ
ている可能性があると思いますので、その辺は聞いていませんけど、あるんじゃないかなという
こともあります。

それから、協定結んでます——食料とかそういうのも含めてですね。それは今どういう協定に
なっているのか、私も精査しているわけではないのですが、協定は結んでいるのは確かです。品
物もちろんと用意できる。ただその品物をどこに持ってきてくれるのかというのが、ちょっと私
は調べておきたいと思うのですが、なかなか災害地まで持ってきてくれという話にはならないと
思いますので、これは人的に職員もしくはそういう設営されたところに運ぶ必要が出てくるので
はないかと思いますが、品物はあるわけですから、それをどのように避難所に持っていくかとい
うのはちゃんと詰めておかないといけないなというふうに思っております。あと何かありました
っけ。（「車中泊」「ペットの関係です」と呼ぶ者あり）

ペットの車中泊が出てくるとと思いますが、それはどこか決めておく必要はあるとは思いますが、
やっぱり高台がいいということで、私が今考える中では、例の大星山に上がる手前に公園がござ
いますよね、あその手前にたくさんの駐車場もありますし、また公園自体を開放するというこ
とも考えられるのではないかなというふうに思いますので、これはちょっとこれから検討しておい
て、どこに泊まってもらうかというのも含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。（「日常的に住民に、職員はここまでしかできん。ここまでならできるけどやる事がたくさんあるので自助、共助をしっかりと欲しいっていう話を日常的に住民にお知らせすることは」と呼ぶ者あり）

先ほど申しあげました避難所運営手引きというのを作成しますので、その中にどういうことをしていかなければいけないというのは書いてあるんですけど、それを読んでくれというのなかなかですから、周知できるようであれば、広報とかでも周知できる範囲内でやっていけばいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） いざ災害が起きたときに町行政として何ができるか、また住民として何ができるか、力は合わせないと災害の克服はなかなか難しいと思います。災害時の対応はなかなか難しいものがあると思います。常日頃からそういったことも含めてしっかりと住民に話をしていく、そしていろんな啓発活動をしていく。読んだら分かるのもあるんですけど、読まない人は分からないということです。いろんな機会をつかまえてそういった話をしていく。例えば文化展とかそういったときを使うとか、いろんなそういったものに便乗していろいろやられたらと思います。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

.....

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 通告に従い、3件の一般質問をさせていただきます。

1件目、柳井地域の水道事業の広域化について。

質問に入る前に一言申し上げます。この質問は現在、広域で協議中のため回答が難しい場合があります。あくまでも報告できる範囲でお願いいたします。

1、広域化して一番のメリットは何でしょうか。2、広域化する中、水道技術者の人数、1年間の必要経費はどのようになるのでしょうか。異動のない専門職で運営することが効果的ではないかと考えますが。3、当面は現状維持で緊急時には協力できる体制づくりはできないでしょうか。提案として予備水源も必要に感じております。4、田布施・平生水道企業団の今後についてはどのような形で進めていくのでしょうか。5、今回の広域化はあまりにも唐突な提案であるので、もう少し時間をかけて検討できないでしょうか。

以上5点をお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 柳井地域の水道事業の広域化につきまして、5点御質問をいただきました。

まず1点目の、広域化して一番のメリットは何かの御質問につきましてお答えします。水道事業は人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足など、多くの課題に直面しております。柳井地域の水道事業を広域化することにより経営主体が大きくなり、水道職員を集約でき、企業経営のノウハウと技術力の向上が見込まれること、また老朽化した施設や水道管の更新費用に国の交付金が活用できることが一番のメリットであると考えております。

2点目の水道技術者の人数と1年の必要経費、現在の体制で運営することが効率的ではないかとの御質問についてでございます。広域化後の水道職員の体制につきましては各水道事業者の現状の体制を引き継ぐこととし、柳井地域広域水道企業団職員に加え、各市町から水道職員を派遣する方向で協議を進めております。広域化に関連する必要経費につきましては、6年度は給水装置工事関係の支援業務や条例制定など、例規整備に係る経費のほか、企業団立ち上げのための職員派遣を予定しており、その人件費などを負担金として予算計上をいたしております。

3点目の、当面は現状を維持し、緊急時には協力できる体制づくりはできないかという御質問でございます。先ほども申し上げましたとおり、広域化後も現状の体制を引き継ぐことで協議を進めているところでございます。緊急時の協力できる体制づくりにつきましては、平成30年8月に柳井地域の1市4町2企業団で柳井地域水道事業災害応援に関する協定書を交わしております。この協定によりまして大島大橋の断水事故の際には、関係団体と共同で給水活動に参加したところでございます。予備水源の必要性につきましては、本町の水道事業は田布施・平生水道企業団、田布施浄水場の水源と柳井地域広域水道企業団、用水供給事業の水源があります。複数の水源を持つということは災害リスクの分散にもつながり、重要なことと認識をしております。

次に、4点目の田布施・平生水道企業団の今後について、どのような形で進めていくのかでございますが、田布施・平生水道企業団の水道事業は、令和7年4月1日に新たな企業団に引き継がれる予定のため、田布施・平生水道企業団の解散について本議会にてお諮りする予定でございます。

5点目の今回の広域化はあまりにも唐突な提案であるので、もう少し時間をかけて検討できないかという質問でございますが、水道事業は先にも述べましたとおり、多くの課題に直面しており大変厳しい状況にあります。広域化は水道事業の基盤強化が目的でありまして、国も水道法を改正し、広域的な連携を推進しております。柳井地域1市4町も広域的な連携について、平成27年10月に柳井地域水道事業研究会、平成29年6月に柳井地域水道事業広域化検討委員会を立ち上げて、水道事業の課題についての研究や広域化についての検討、協議を重ねてまいりました。この取組によりまして、昨年2月に1市4町の首長で構成される柳井地域水道事業広域化検討委員会で広域化について合意が図られまして、その後も協議を重ねてまいり、本年1月30日に柳井地域水道事業の統合に関する基本協定書に調印したところでございます。

次に、広域化の町民への周知でございます。先ほど説明しました基本協定書の調印式につきまして平生町ホームページに掲載しております。また、広報3月号にも掲載し、町民の皆さんへお知らせする予定としております。今後も広域化に向けた取組につきましては周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 御説明を伺いました。受け止めました。

この度の能登半島地震の情報により、水の必要性を強く感じております。何日も水が届かないエリアは広域化が進んでいない市町のようにでした。原因は作業に時間がかかり、住民に大変迷惑をおかけするとお詫びの報道を聞いたとき、広域化は将来的に大切な事業だと思っております。しかし唐突な提案なので、しっかりと分析され、町民が広域化の必要性を理解した上で、広域化または田布施・平生企業団の両サイドから一番いい方法を導入する時期を検討されてからスタートしてはどうでしょうか。私は今、将来の状況を考えてみますと、人口減少また合併の場合は広域化はぜひ必要だと考えております。

それでは2点目に移ります。水に関して2点目です。

平生町の避難所で考えること。今後発生する可能性がある南海トラフ地震に対する備え。各避難所で焚き出しやトイレに使用できる水の確保は十分に準備していますか。お尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 災害発生時の水の確保につきましては、先ほど原議員からの御質問の際に回答をいたしましたとおり、田布施・平生水道企業団が作成した応急給水計画に基づき各避難所へ水の供給を行うこととしております。災害及び事故等により水道施設が減水、断水した場合は、飲料水、医療用水、生活用水を各給水ポイントへ供給し、必要最低限の住民生活を維持できるよう応急的な対策として実施いたします。災害等による断水時には、迅速に水を確保することが強く求められますので、今後においても、いざというときに住民生活の早期安定が図られるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） よく分かりました。安心しました。生きるには水は必要です。先ほどお話は聞きましたが、大事なことなので再度確認しました。町民も御配慮に安心したいと思います。ありがとうございます。

それでは3件目の質問に移ります。少子化対策です。

新型コロナウイルス感染症と出生者の関係について。少子化となっているが、今後出生率アッ

プの見込みはあるのかお尋ねします。出生者数の歯止めの対策をどのように考えているのか。第2期平生町子ども・子育て支援事業計画は、令和6年度で終了です。出生者数の歯止め対策はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 新型コロナウイルス感染症と出生者数の関係につきましては、本町では統計的データを持ち合わせておらず不明であります。先月末に厚生労働省から令和5年の出生者数について、前年と比べて4万1,097人減少、率にして5.1%減少しており、8年連続の減少、過去最少の出生者数となるなど、少子化の進行に歯止めがかかっていない状況であるとの発表がありました。

本町の出生者数は、ここ数年50人前後で推移しております。少子化対策への取組として、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型支援と経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援事業に加え、乳児を養育する保護者に対し、育児用品購入費用を補助することで、子育て家庭の経済的負担軽減と安心して子供を産み育てる環境の確保を目的に、カンガルーノひらお育児応援事業等を実施しております。令和6年度予算案におきましても、住民に寄り添った支援策として事業の拡充や新たな取組に要する事業費を計上いたしております。今後も誰もが安心して妊娠・出産・子育てをすることができるよう、少子化対策、子育て支援に取り組んでまいります。

令和2年に策定いたしました第2期子ども・子育て支援事業計画は、地域全体で取り組む子育て、親育てを基本理念とし、誰もが安心して子供を産み育てることができ、次の時代を担う子供たちが心豊かで健やかに成長できる環境の整備や住民の子育てニーズに対応できる子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保と各方策について定めており、本計画に基づき子供や子育て家庭の支援を総合的かつ計画的に推進しております。

近年より一層核家族化が進み、地域とのつながりの希薄化、共働き家庭の増加等子育てを取り巻く環境は多様化しており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっております。そのため、保護者の多様なニーズに対応するため、保育園と児童クラブの延長保育時間を拡充し、一時預かり事業、病児保育事業等を実施しております。また、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を設置し、出産や子育てに不安を抱える保護者等からの相談に応じ、包括的な支援を行っております。現在、児童福祉法の改正により、母子保健と児童福祉の一体化を進めることとされたため、関係課で協議を進めており、子育て家庭に寄り添い、より切れ目のない包括的な支援を進めてまいりたいと考えております。

また、子育て家庭の経済的負担軽減と安心して出産・子育てができる環境の確保を目的として、出産・子育て応援事業や、紙おむつ等の育児用品購入費用を支給するカンガルーノひらお育児応

援事業を実施しており、加えて0歳から18歳までの全ての子供の医療費を無償化しております。今後は、第2子以降の保育料の無償化に取り組みたいと考えており、多子世帯の経済的負担の軽減に取り組み、出生数の増加を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） あらゆる場面で住みよい町を目指して、いろんな対策を検討、努力されていることを改めて認識しました。成果が発揮できるよう、ともに頑張っていきたいと思えます。

テレビニュースでは、国は出産・子育て支援、所得の向上、年収の壁等、しきりに報道されております。しかし早急には対応できず、現実の物価上昇に追いつくには、若い人は共働きにならざるを得ません、そう思っています。今の日本全体の時代の現状であります。現在の平生町を見ますと、新築物件は増えていますが人口数は伴って伸びていないのが実情です。私はよい環境で子育てができ、安心安全で働く環境づくりには三世代同居家庭が増えることが望ましいと思っています。おじいちゃん、おばあちゃんは退職後、第二の人生を農業や職業、様々な仕事をしながら孫のお世話などの生き甲斐を持ち、長寿の平生町を目指し、また、平生町独自のカラーで同居のための増築支援事業の導入を推進し、さらに毎年家族の日に、例えば奨励金3,000円支給するなどの三世代家族を応援する対策は考えられませんか。そうすると、他の市町から平生町にも転入すれば人口が増えますし、また、空き家対策の減少にもつながるようにも考えます。この声はある町民からの発案です。参考にしてはいかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 答えさせていただきます。

確かにおっしゃるとおり、三世代同居家族に対する支援策としては、若者定住促進住宅事業におきまして、三世代同居される住居の増改築費について助成を行っており、一定の効果があると考えております。

おっしゃられた施策等につきましては、十分に費用対効果も含めて検討しながら、さらなる支援策について今後の情勢を見ながら検討をいたしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 武央君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を午後4時10分、16時10分といた

します。

午後3時58分休憩

.....

午後4時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第4号「令和5年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 補正予算書の36ページ、目の3、学校給食費で、学校給食集約ということで給食センターの負担金498万6,000円、計上されております。全員協議会で資料も頂いて説明を受けまして、1期目の工事の設計費の負担金だったように思ってます。1期目の工事で何をやるかというのは、そのときの資料で詳細に頂いております。

私はこの学校給食の、田布施と一緒にするという給食センターで平生の給食を作るというのは反対をしておりましたので、あまりありがたくない予算ではあるんですが、このたび平生町が498万6,000円、設計に関しての費用ですが、田布施町との負担割合が75対25ぐらいの割合だったように思います。

それで、結局平生町が新たに入っていくということで、そのために施設を改修しなければいけない部分がそれだけあるということで、平生町のほうの負担が多くなっているのではなかろうかと思いますが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 敏行君） ただいまの御質問がありました第1期の工事でございます。

来年度実施いたします田布施町給食センターの第1期工事につきましては、平生町が入るための内容を含む工事でございます。配送前室・保管庫室の改修、調理室、下処理室の改修及びボイラー室の改修工事となります。

平生町が入るための内容を含む工事でありますため、設計費につきましては折半ではなく、75%と25%、こちらの負担率になります。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

これまでもやってきましたが、ちょっと心配になるのは、この事業がどんどん膨らんできて単年度に実行しなければならない事業がどんどん翌年度に繰り越されると、こういう事態がだんだん激しくなっております。

やっぱ原則の会計年度独立の原則、これはしっかりと組まれて、議会で議案を提案されておるわけですから、こんなに繰り越しが続くこと自身に問題があると思いますので、ちょっと考え方をお伺いしたいと思います。

○町長（浅本 邦裕君） 答えいたします。

– 76 –

いますが、いずれにいたしても、こういう状況がずっと続くというわけにはいかないのです、何らかの改善策を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 今回、補正予算でお願いしておりますのが、5億を超える金額で、去る1月の議会をお願いを申し上げましたのが8,500万ということになりますので、両方足して6億を超える数字を令和6年度に繰り越すということになっております。

昨年の同期では2億4,700万という数字でしたので、それと比べて倍を超える数字を今回は繰り越すということになりました。全てがハード事業ではございませんで、ソフトの事業もございまして、先ほど言われたように原則は会計年度は独立しているものだと、これはもう大原則でございますので、繰り越したものを先にやって、そうすると本来6年度にやらなきゃいけないことがまた次年度に繰り越されるというような悪循環になってしまいます。どこかでこれは断ち切らないといけないと思いますので、議員言われたように体制の強化も含めましていろいろと考えていきたいというふうに思っております。

職員体制については、職員の育成から始めなければなりませんし、言われてますように、技術職、民間との取り合いになっています。しかし、やっていかなくちゃいけないことはやっていかなくちゃいけない。これは今、町長が言われたとおりですので、いろんなことを考えながら、いろんなことをやっていきたいと思っておりますので、何卒御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号「令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号「令和5年度平生町介護保健事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号「令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号「令和5年度平生町下水道事業会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、令和6年度予算の質疑を行います。

まず、議案第10号「令和6年度平生町一般会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 先ほど一般質問のときに岩本議員からも話がありました。令和6年度の平生町定例会資料の中で、歳入歳出についてそれぞれ町税とかいろいろある表がありますが、1月26日の臨時議会で町民1人当たり5,000円の商品券を配布するということで予算が組まれました。そのときにちょっと意外に思ったのは、財政調整基金から3,000万円程度取り崩して、その事業を行われておりました。

それで、今回の新年度予算を見てみますと、財政調整基金からの繰入金で3億1,800万円、それから、町債が5億4,400万円、これが歳入のかなりでかい部分になるんですけど、新庁舎を建設する折に、やがてもう2年かそこらぐらい後になろうかと思いますが、庁舎の起債の償還が増えてくる時期になろうかと思いますが、ただ、この分については、執行部のほうで随分努力をされて——起債をね、いい起債に乗り換えられたんで平生町の負担はずっと減ったんですが、それでもそのときに、2,700万円程度の償還になるんじゃないかというふうに思っています。

そうしたこともいろいろ考えてきたときに、あの頃議論された中でやっぱり財政調整基金とかにはちゃんと積立をして、そういうときの償還に備えるというような話もあったかにと思いますが、今回こういうふうな予算組みの中で財政調整基金もすごく少なくなっているし、基金全体もかなり少なくなっています。それで、しかも、町債の借入れが増えてきているということで、少し心配な気がしますので、その辺のことについて将来的にどういうふうに思っておられるのか——予算特別委員会がありますのでそのときでもいいんですが、やっぱり大きな課題なので、この場

でちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

予算編成に当たりましては、中期の収支見通しを出しまして、最終的な判断をいたしました。
見通しの詳細につきましては、担当から説明させます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 山本総務課財務班長。

○財務班長（山本 順一君） では、今の御質問に対しまして、お答えさせていただきます。

町長、今申しましたとおり、予算編成に当たりましては中期の収支見通しを作成して、数字のほうを調整しております。令和6年度の編成におきましては、決算時の財政基金残高がおおむねコロナ禍前の水準となる、それ以上は下がらないというところに目途をつけまして、取崩しによる対応をさせていただきました。なので、今後の決算額を、非常に大事になるところではあるんですが、これがまた先ほど平岡議員さんおっしゃったように、次年度の決算額は地方債とかが繰越しの関係で大きくぶれることになります。今年度は非常に少なく、来年度にその少なかった分が重なってすごく大きな数字に膨らむという可能性がございます。財政基金、また借入れに関しましてはそれぞれの年度単位での数字というのもようよう把握いたしまして、プライマリーバランス等を考慮する必要がありますので、今まで以上に繊細な数字の管理をしまいたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 全般的なことということで、当初予算概要の20ページの新で公共施設照明LED化事業というのがあります。今回、12施設を一遍にLED化されますけれど、これはどういったことでしょうか。

○議長（中村 武央君） 山本総務課財務班長。

○財務班長（山本 順一君） では、今の御質問のほう、お答えさせていただきます。

LED化改修につきましては、地方債を財源としております。それが名称としましては、脱炭素化推進事業債、こちら令和5年度に新設された事業債でございます。こちらはLED化であったりっていう脱炭素に向けたハード事業に使えるメニューになっておるんですけれども、こちらの期限が今のところ令和7年度までになっております。こちらが充当率が90%、交付税措置率が約50%という有利な起債になっておりますので、本町の方針といたしましては、でき得る限りこちらの起債を活用させていただいて、将来負担を抑えたいという思いでこのたび普段ではないような数の件数でまとめて改修工事を上げておるものでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号「令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号「令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号「令和6年度平生町下水道事業会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第25号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」までを一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第26号「平生町保健センター改修工事の工事請負契約の変更契約の締結について」から、議案第28号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」まで、一括で質疑を

行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、3月11日の本会議は休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第31、予算特別委員会の設置、日程第32、委員会付託を追加いたします。

日程第31. 予算特別委員会の設置

○議長（中村 武央君） 日程第31、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号から議案第15号を審査するため、議長を除く11名の議員を委員とする予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第15号を審査するため、予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、赤松義生議員、中本敦子議員、中村一幸議員、長尾忠明議員、原真紀議員を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの11名が予算特別委員会の委員に選任されました。

ここで、暫時休憩いたします。午後4時50分、16時50分に再開をいたします。

委員会室で予算特別委員会を開きますので、委員の方は御移動をよろしくお願いいたします。

午後4時39分休憩

.....

午後4時50分再開

○議長（中村 武夫君） 再開いたします。

ただいま予算特別委員会を開催し、委員長に河内山宏充委員、副委員長に河藤泰明委員を互選したとの申出がありましたので、御報告いたします。

日程第32. 委員会付託

○議長（中村 武夫君） 日程第32、お諮りいたします。議案第4号から議案第28号については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武夫君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決しました。

○議長（中村 武夫君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月21日、午前9時から行います。

午後4時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 原 真 紀

署名議員 中 村 一 幸

令和6年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和6年3月21日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和6年3月21日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第4号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第5号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第6号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第7号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第8号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第9号 令和5年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第8 議案第10号 令和6年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第11号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第12号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第11 議案第13号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第12 議案第14号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第13 議案第15号 令和6年度平生町下水道事業会計予算
- 日程第14 議案第16号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第17号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第18号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第19号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び平生町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第20号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第19 議案第21号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第22号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第23号 義務教育小学校児童及び中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第24号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第25号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例

- 日程第24 議案第26号 工事請負契約の締結について（変更）
平生町保健センター改修工事
- 日程第25 議案第27号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第28号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第27 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第4号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第5号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第6号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第7号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第8号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第9号 令和5年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第8 議案第10号 令和6年度平生町一般会計予算
- 日程第9 議案第11号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第12号 令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第11 議案第13号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第12 議案第14号 令和6年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第13 議案第15号 令和6年度平生町下水道事業会計予算
- 日程第14 議案第16号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第17号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第18号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第19号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び平生町下水道事業
の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第20号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第19 議案第21号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第22号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第23号 義務教育小学校児童及び中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部
を改正する条例

- 日程第22 議案第24号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第25号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第26号 工事請負契約の締結について（変更）
平生町保健センター改修工事
- 日程第25 議案第27号 ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第28号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第27 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（12名）

1 番 原 真紀さん	2 番 長尾 忠明君
3 番 中村 一幸君	5 番 中本 敦子さん
6 番 赤松 義生君	7 番 中川 裕之君
8 番 河藤 泰明君	9 番 岩本ひろ子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 細田留美子さん	13番 中村 武央君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 藤田 智典君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	友田 隆君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			中尾 和正君
地域振興課長	星出 一明君	デジタル推進課長	横田 佳幸君

町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん 税務課長 …………… 池田 真治君
健康保険課長 …………… 久保 秀幸君
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 吉岡 文博君
建設課長 …………… 山崎 好博君 環境政策室長 …………… 山本 和也君
学校教育課長 …………… 吉本 敏行君 社会教育課長 …………… 三村 直子さん
総務課財務班長 …………… 山本 順一君

午前9時00分開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、長尾忠明議員、中本敦子議員を指名いたします。

日程第2. 議案第4号

日程第3. 議案第5号

日程第4. 議案第6号

日程第5. 議案第7号

日程第6. 議案第8号

日程第7. 議案第9号

日程第8. 議案第10号

日程第9. 議案第11号

日程第10. 議案第12号

日程第11. 議案第13号

日程第12. 議案第14号

日程第13. 議案第15号

日程第14. 議案第16号

日程第15. 議案第17号

日程第16. 議案第18号

日程第 17. 議案第 19 号

日程第 18. 議案第 20 号

日程第 19. 議案第 21 号

日程第 20. 議案第 22 号

日程第 21. 議案第 23 号

日程第 22. 議案第 24 号

日程第 23. 議案第 25 号

日程第 24. 議案第 26 号

日程第 25. 議案第 27 号

日程第 26. 議案第 28 号

○議長（中村 武央君） 日程第2、議案第4号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から、日程第26、議案第28号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」までを一括議題といたします。

3月7日の本会議において、各常任委員会に付託しました本件についての審査の経過及び結果の報告を求めます。なお、議案第10号から第15号までを付託した予算特別委員会の報告は省略したいと思います。それでは、河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山 宏充君） 総務厚生常任委員会は3月14日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果から報告します。お手元の資料にありますように、補正予算5件、条例6件、事件2件についての議案は、全て全会一致または賛成多数で可決すべきとなりました。

まず、主だった質疑について御報告申し上げます。

議案第4号については、地域振興費の地方バス路線維持対策費として、2,386万8,000円が計上されているが、当初予算で計上されず、補正で計上されるのは、なぜかとの質疑がなされ、請求があるまで金額が分からないため、金額が明らかになった時点での補正とさせていただいている旨の回答がありました。

議案第5号については、このたびの補正は、事業確定に伴う補正であるのかとの質疑がなされ、確定見込によるものである旨の回答がありました。

議案第18号については、会計年度任用職員全体で、期末手当の支給対象となる人数及び新たに支給対象となる人数についての質疑がなされ、会計年度任用職員は延べ、204人を見込んでおり、そのうち139人が支給対象になると見込んでいる。令和5年度の支給対象者は61人であり、令和6年度は78人増を見込んでいる旨の回答がありました。

議案第19号については、内容に変更はないが、条ずれに対応する改正で間違いないかとの質疑がなされ、お見込みのとおりである旨の回答がありました。

議案第20号については、督促手数料は廃止するが、督促の手続きは今までどおり行うことでの認識でよいかとの質疑に対し、お見込みのとおりである旨の回答がありました。

議案第21号については保険税は、基金を活用して抑えられているが、前年度に比べ引き上げられている。基金取崩し額を2,700万円とした理由は何かとの質疑に対し、基金の活用により税の負担を抑えることに加え、県が示している標準保険税率のことも検討した上での取崩し額である旨の回答がありました。

議案第25号については、以前から基金を活用して保険料を下げているが、来年度の引下げ額はどの程度のものかとの質疑がなされ、保険料の改正に伴う影響額としては、約600万円である旨の回答がありました。

議案第26号については、追加工事に伴い完成時期に変更がないかとの質疑がなされ、当初は6月末を見込んでいたが、施設内の改修もあり、利用者の安全面等を考え、8月末の完成を予定している旨の回答がありました。

議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第24号、議案第28号については質疑はありませんでした。

次に討論について御報告申し上げます。

議案第4号について、学校給食においては地域の実情や、業者のことも考え、委託ではなく自校方式の継続を訴えてきた。学校給食集約化の地方債が計上されており、委託には反対であることから、この部分のみ反対するとの反対討論がありました。

議案第21号について、物価が高騰し、給料も上がらない中で、保険税の引上げとなる保険税率の改正には賛成できないとの反対討論がありました。

その他の議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 続きまして、河藤泰明産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（河藤 泰明君） 産業文教常任委員会は3月15日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、補正予算2件、条例4件、事件1件についての議案は全て全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。

議案第4号「令和5年度平生町一般会計補正予算」について、道路橋梁維持費の工事請負費8,300万円の減額の具体的内容は何かとの質疑がなされ、主なものとしては、山辺穴ヶ迫小倉線の法面工事であり、国の補助金内示が無かったため減額し、翌年度に改めて予算化し、取り

組んでいくこととしている旨の回答がありました。

議案第9号、議案第16号、議案第17号、議案第22号、議案第23号、議案第27号については、質疑はありませんでした。

いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは議案ごとに反対の立場で討論を行います。

議案第4号「令和5年度一般会計補正予算」、ほとんどの予算は、事業の確定見込みによるものですが、1点だけ平生小学校と中学校の給食を田布施町と共同調理するための予算が計上されています。中学校の卒業式では、保護者の代表が、子供たちは毎日、給食室の前に張り出されている献立を見て、その日の給食を楽しみにしていた。また、小学校の卒業式では、卒業生が給食の調理員さんに温かい給食をありがとう、感謝の言葉を述べていました。調理する人の顔の見えない共同調理は子供たちに、感動をもたらして、感動してもらえるものにはなりません。

議案第10号「一般会計予算」について、「ひとが輝き続ける魅力あふれるまちづくり」をテーマに予算編成がされています。9月から実施される3歳未満児の第2子以降の保育料の無償化、会計年度任用職員の処遇改善、学校給食の物価高騰分に対する補填、また、公共施設の照明のLED化事業など、評価すべきものがあり、関係者の尽力には、敬意を表します。しかし、本会議でも質疑をしましたが、財政調整基金から約2億8,800万円など基金からの取崩しが約3億1,400万円、町債が5,800万円増となっており、上下水道やごみ処理などの事業や、起債の償還などを考えるとき、堅実な財政運営を行っていただきたいと思います。今年度も政府の方針に基づき、マイナンバーカード予算を始めとするデジタル化の推進などの予算が組まれています。昨年4月施行の個人情報保護法の改定で平生町の個人情報保護条例が廃止をされ、自治体の持つビックデータを匿名加工することで、大企業の利活用に道が開かれました。

また、2025年度までに、20業務を統一する自治体システムの標準化が押し付けられています。今後は、標準化圧力に抗し、自治体の財源も含め、独自施策と地方自治を守ることが求められます。マイナンバーカードの不備は、政権の支持率急落の引き金になりました。平生町では特に問題は起きていないとのことでしたが、健康保険証をはじめとした紐づけの拡大は、慎むべ

きです。

本格的に学校給食の田布施町との共同調理のための予算が計上されています。これまで学校給食は、町内のいろいろな方々の協力で自校方式の給食が維持されてきました。町の賑わいを維持していくためにも賛成できません。

議案第11号「国民健康保険事業勘定特別会計予算」について、2018年に市町村国保の都道府県単位化が行われ、6年が経過しました。今後区域内の保険料を統一する方向のようですが、山口県の場合、実施時期はまだ未定の様です。国は、国保は国の制度であり、国民皆保険制度の一環を為すものです。しかも非正規労働者をはじめ、社会的弱者と言われる方々が、多く加入されている保険制度です。それなのに、他の保険制度と違い、応能割に加え応益割があり、加入者を苦しめています。ここに制度の根本的な問題があると言えます。全国の知事会も市長及び町村長会も都道府県単位化の折に、国に対して1兆円の支出を求めました。このことから制度そのものの問題点は明らかであり、賛成できません。

議案第13号「介護保険事業勘定特別会計予算」、3年に1度の報酬などの改定が行われる年です。保険料は準備基金を約3,780万円取り崩して、約580万円程度引き下げられました。しかし、訪問介護の基本報酬が2～3%引き下げられる方向です。厚生労働省の調査では、事業所の36.7%が、赤字状態であるようで、これでは在宅介護の終わりの始まりではないかと言われています。今年度から第9期の事業計画が始まりますが、次期事業計画で国は利用料の2割負担の対象者の拡大などを計画しています。介護従事者の処遇改善と、事業所の存続の為に、低すぎる国の公費支出の引上げを求めます。

議案第14号「平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」、出産育児一時金の費用の一部が後期高齢者医療保険で賄うことが始まります。また、保険料の均等割も4千円程度引き上げられます。これまで子供を育ててきて、長い間社会に貢献されてきた方々に対し、年金も実質的には増えない中で、保険料の引上げは認められません。

議案第21号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、基金を繰り入れ、県の示す標準保険料率よりも少ないものになっていますが、物価高騰に苦しむ国保の加入者にとっては耐え難いものであり、賛成できません。

以上で討論を終わります。

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第4号「令和5年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」を、採決いたします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」を、採決いたします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」を採決いたします。

議案第7号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を採決いたします。

議案第8号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和5年度平生町下水道事業会計補正予算」を採決いたします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「令和6年度平生町一般会計予算」を採決いたします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「令和6年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」を採決いたします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号「令和６年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

議案第１４号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号「令和６年度平生町下水道事業会計予算」を採決いたします。

議案第１５号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第１６号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第１７号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号「平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第１８号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び平生町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第１９号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。

議案第２０号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第２１号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第２２号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号「義務教育小学校児童及び中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第２３号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号「平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第２４号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第２５号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号「平生町保健センター改修工事の工事請負契約の変更契約の締結について」を採決いたします。

議案第２６号に対する委員長の報告は、「可決すべき」であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号「ひらお特産品センターに係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第２７号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」を採決いたします。

議案第２８号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 同意第1号

○議長（中村 武央君） 日程第27、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る3月7日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに特別委員会及び常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そして、ただいまは予算12件、条例10件、事件3件の議案につきまして、御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

新年度予算におきましては、「ひとが輝き続ける魅力あふれるまちづくり」をテーマとして、厳しい財政状況ではございますが、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは人事案件2件でございます。

それでは、同意第1号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、御説明申し上げます。

市町村長が選任する固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された価格に関する不服申し立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。

本日の固定資産評価審査委員会委員は3名にお願い致しておりますが、このうち、平成27年から3期9年にわたりお願いをいたしております小島康司委員の任期が令和6年3月23日で満了となります。

任務の特殊性からも適任者と判断し、再度就任をお願いいたしましたが、御本人の辞意が固く、再任を望まない旨の申出がありましたので、この任期に際しまして御勇退いただくことになったわけでございます。

後継者につきましては、あらゆる方面から総合的に判断いたしました結果、税理士の久原和幸さんを選任いたしたいと存じます。久原さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、本町ご出身で、町内に税理士事務所を開業され、本町の地域実情にも精通しておられることから適任

者であると判断をいたし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、同意第1号は、本案に対し同意することに決しました。

日程第28. 諮問第1号

○議長（中村 武央君） 日程第28、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御同意を賜りましてありがとうございます。

続きまして、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、御説明申し上げます。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員は国民の基本的人権の擁護と全ての権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努めるという重要な任務がございます。本町の人権擁護委員は、4名おられますが、このうち、令和3年から1期3年間にわたり務められております遠藤敦子委員の任期が、令和6年6月30日で満了となります。これまでの御活躍に鑑み、引き続きお力添えを頂きたいとの申出を致しましたが、御本人から後進に道を譲りたいとの強い申出があり、この任期に際しま

して御勇退いただくことになったわけでございます。後任につきましては、岡田早苗さんを推薦したいと存じます。岡田さんの略歴は、別紙として添付いたしておりますが、長い教育現場での御経験から人権教育関係にも精通された方でありまして、さらに人格、識見高く、広く社会の実情に通じておられますことから、適任者であると判断をいたし、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお願いするものであります。

以上で諮問第1号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますのでよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。本案に対し、異議のない旨の回答をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、諮問第1号は、異議のない旨、回答することに決しました。

日程第29. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村 武央君） 日程第29、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の文書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 長 尾 忠 明

署名議員 中 本 敦 子